

大阪府大阪市公報

発行所
大 阪 市 役 所
大阪市北区中之島 1-3-20
電話 06-6208-7444

目 次

企業管理規程

- 大阪市病院局会計規程の一部を改正する規程 3
- 大阪市立市民病院条例施行規程の一部を改正する規程 3
- 告 示
- 落札者等の公示 4
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請に関する公告 7
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請に関する公告 8
- 一般競争入札の執行（平成 26 年度庁内情報利用パソコン等機器（政策企画室）の借入れ等） 9
- 一般競争入札の執行（平成 26 年度庁内情報利用パソコン等機器（福祉局）の借入れ等） 13
- 平成 26 年大阪市告示第 879 号（一般競争入札の執行（大阪市消防局庁舎清掃業務委託）の一部訂正 18
- 開発行為に関する工事の完了 19
- 開発行為に関する工事の完了 20
- 開発行為に関する工事の完了 21
- 道路の位置指定 21
- 道路の位置指定 22
- 道路の位置指定 22
- 道路の廃止 23
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 23
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 25
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定 27
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止 27
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 28
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止 28
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 29
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 31
- 介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定 33
- 介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止 33
- 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定 34
- 住宅地区改良法に基づく生野東第 2 住宅地区改良事業の事業計

画の変更	36
○ 放置自動車の処理	36
○ 道路法違反物件の除却	37
○ 平成 26 年大阪市告示第 508 号（大阪市立駐車場の利用料金の 額の承認）の一部改正	37
○ 大阪市立旭区民センターの臨時休館の承認	38
○ 一般競争入札の執行（光回線用学校設置ルータ装置等機器の借 入れ）	38
○ 地縁による団体の代表者の氏名及び住所の変更	41
○ 一般競争入札の執行（天井走行クレーンの製造）	42
○ 大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の所在地変更	45
○ 指定給水装置工事事業者の指定	45
○ 住民監査請求に対する監査結果の公表	45
公 告	
○ 一般競争入札の執行（古新聞等の売払い）	47
○ 一般競争入札の執行（金属くず等の売払い）	50
○ 一般競争入札の執行（工事廃材等（舞洲工場）の売払い）	53
○ 一般競争入札の執行（トーイングトラクターの売払い等）	54
○ 一般競争入札の執行（各種鉄くずの売払い等）	57
○ 大阪市職員採用試験（事務行政（26-34）・社会人経験者社会福祉）	61
市会公告	
○ 平成 25 年度における情報公開制度の運用状況	71
正 誤	
○ 大阪市公報第 5671 号（平成 26 年 4 月 25 日発行分）の正誤表	73

公布された規程のあらまし

大阪市病院局会計規程の一部を改正する規程

- 1 必要な規定を整備することにしました。
- 2 この規程は、公布の日（平成26年 8月22日）から施行することにしました。
（平成26年大阪市病院事業管理規程第18号 病院局総務部総務課）

大阪市立市民病院条例施行規程の一部を改正する規程

- 1 母体血胎児染色体検査（NIPT）に係る使用料を改定しました。
- 2 必要な規定を整備することにしました。
- 3 この規程は、公布の日（平成26年 8月22日）から施行することにしました。
ただし、一部の規定は、平成26年 9月 1日から施行することにしました。
（平成26年大阪市病院事業管理規程第19号 病院局企画部企画課）

企業管理規程

大阪市病院局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

平成26年 8 月22日

大阪市病院局長 瀧 藤 伸 英

大阪市病院事業管理規程第18号

大阪市病院局会計規程の一部を改正する規程

大阪市病院局会計規程（平成21年大阪市病院事業管理規程第38号）の一部を次のように改正する。

第 6 条 第 1 項 中「会計課長」を「会計担当課長」に改める。

附 則

この改正規程は、公布の日から施行する。

大阪市立市民病院条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成26年 8 月22日

大阪市病院局長 瀧 藤 伸 英

大阪市病院事業管理規程第19号

大阪市立市民病院条例施行規程の一部を改正する規程

大阪市立市民病院条例施行規程（平成21年大阪市病院事業管理規程第43号）の一部を次のように改正する。

第 3 条 第 2 項 の 表 中

「

7,000円	8,640円
--------	--------

」

を

「

7,000円	8,400円
--------	--------

」

に改める。

別表母体血胎児染色体検査（N I P T）の項中「183,600円」を「172,800円」に改める。

附 則

この改正規程は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成26年 9 月 1 日から施行する。

告 示

大阪市告示第1134号

次のとおり落札者等について公示する。

平成26年 8月22日

大阪市長 橋 下 徹

[掲載順序]

契約担当（所在地）

調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 契約方式 落札決定日（随意契約の場合は契約日） 落札者（随意契約の場合は契約相手方） 落札金額（随意契約の場合は契約金額） 入札公告日又は公示日 随意契約の場合はその理由

人事室総務課（大阪市北区中之島一丁目3番20号）

大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供
長期継続（人事室） 一式 一般 26. 6 .30 株式会社 ケイ・オ
プティコム 大阪市北区中之島三丁目3番23号 655,500円 26. 4 .18
都島区役所総務課（大阪市都島区中野町二丁目16番20号）

大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供
長期継続（都島区役所） 一式 一般 26. 6 .30 株式会社 ケイ
・オプティコム 大阪市北区中之島三丁目3番23号 327,750円 26. 4
.18

東淀川区役所総務課（総務）（大阪市東淀川区豊新二丁目1番4号）

大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供
長期継続（東淀川区役所） 一式 一般 26. 6 .30 株式会社 ケ
イ・オプティコム 大阪市北区中之島三丁目3番23号 327,750円 26.
4 .18

住之江区役所政策推進室（総務）（大阪市住之江区御崎三丁目1番17号）

大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供
長期継続（住之江区役所） 一式 一般 26. 6 .30 株式会社 ケ
イ・オプティコム 大阪市北区中之島三丁目3番23号 327,750円 26.
4 .18

東住吉区役所総務課（大阪市東住吉区東田辺一丁目13番4号）

大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供
長期継続（東住吉区役所） 一式 一般 26. 6 .30 株式会社 ケ
イ・オプティコム 大阪市北区中之島三丁目3番23号 327,750円 26.
4 .18

平野区役所総務課（大阪市平野区背戸口三丁目8番19号）

大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供

長期継続（平野区役所） 一式 一般 26. 6 .30 株式会社 ケイ・オブティコム 大阪市北区中之島三丁目 3 番23号 983,250円 26. 4 .18

西成区役所総務課（大阪市西成区岸里一丁目 5 番20号）

大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供
長期継続（西成区役所） 一式 一般 26. 6 .30 株式会社 ケイ・オブティコム 大阪市北区中之島三丁目 3 番23号 327,750円 26. 4 .18

経済戦略局総務部総務課（大阪市住之江区南港北二丁目 1 番10号 A T C ビル
O s 棟南館 4 階）

大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供
長期継続（経済戦略局） 一式 一般 26. 6 .30 株式会社 ケイ・オブティコム 大阪市北区中之島三丁目 3 番23号 1,638,750円 26. 4 .18

中央卸売市場総務担当（大阪市福島区野田一丁目 1 番86号）

大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供
長期継続（中央卸売市場） 一式 一般 26. 6 .30 株式会社 ケイ・オブティコム 大阪市北区中之島三丁目 3 番23号 327,750円 26. 4 .18

総務局行政部総務課（大阪市北区中之島一丁目 3 番20号）

大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供
長期継続（総務局） 一式 一般 26. 6 .30 株式会社 ケイ・オブティコム 大阪市北区中之島三丁目 3 番23号 12,106,050円 26. 4 .18

市民局総務部総務課（総務）（大阪市北区中之島一丁目 3 番20号）

大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供
長期継続（市民局） 一式 一般 26. 6 .30 株式会社 ケイ・オブティコム 大阪市北区中之島三丁目 3 番23号 1,966,500円 26. 4 .18

財政局税務部管理課（大阪市北区中之島一丁目 3 番20号）

大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供
長期継続（財政局税務部） 一式 一般 26. 6 .30 株式会社 ケイ・オブティコム 大阪市北区中之島三丁目 3 番23号 327,750円 26. 4 .18

都市計画局企画振興部総務担当（大阪市北区中之島一丁目 3 番20号）

大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供
長期継続（都市計画局） 一式 一般 26. 6 .30 株式会社 ケイ・オブティコム 大阪市北区中之島三丁目 3 番23号 655,500円 26. 4 .18

福祉局総務部総務課（大阪市北区中之島一丁目 3 番20号）

大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供
長期継続（福祉局） 一式 一般 26. 6 .30 株式会社 ケイ・オ
プティコム 大阪市北区中之島三丁目 3 番23号 983,250円 26. 4 .18
健康局総務部総務課（大阪市北区中之島一丁目 3 番20号）

大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供
長期継続（健康局） 一式 一般 26. 6 .30 株式会社 ケイ・オ
プティコム 大阪市北区中之島三丁目 3 番23号 2,622,000円 26. 4 .
18

こども青少年局企画部総務課（大阪市北区中之島一丁目 3 番20号）

大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供
長期継続（こども青少年局） 一式 一般 26. 6 .30 株式会社
ケイ・オプティコム 大阪市北区中之島三丁目 3 番23号 28,514,250円
26. 4 .18

環境局総務部総務課（大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目 5 番 1 号あべのルシア
ス12・13階）

大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供
長期継続（環境局） 一式 一般 26. 6 .30 株式会社 ケイ・オ
プティコム 大阪市北区中之島三丁目 3 番23号 4,588,500円 26. 4 .
18

都市整備局総務部総務課（大阪市北区中之島一丁目 3 番20号）

大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供
長期継続（都市整備局） 一式 一般 26. 6 .30 株式会社 ケイ
・オプティコム 大阪市北区中之島三丁目 3 番23号 1,638,750円 26.
4 .18

建設局管理部工務課（大阪市住之江区南港北二丁目 1 番10号 A T C ビル I T
M棟 6 階）

大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供
長期継続（建設局） 一式 一般 26. 6 .30 株式会社 ケイ・オ
プティコム 大阪市北区中之島三丁目 3 番23号 8,521,500円 26. 4 .
18

港湾局総務部総務担当（大阪市住之江区南港北二丁目 1 番10号 A T C ビル I
T M棟10階）

大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供
長期継続（港湾局） 一式 一般 26. 6 .30 株式会社 ケイ・オ
プティコム 大阪市北区中之島三丁目 3 番23号 1,735,350円 26. 4 .
18

消防局警防部警防課（情報システム）（大阪市西区九条南一丁目12番54号）

大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供
長期継続（消防局） 一式 一般 26. 6 .30 株式会社 ケイ・オ
プティコム 大阪市北区中之島三丁目 3 番23号 30,480,750円 26. 4 .

18

教育委員会事務局総務部総務課（大阪市北区中之島一丁目 3 番20号）

大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供
 長期継続（教育委員会事務局） 一式 一般 26. 6 .30 株式会社
 ケイ・オブティコム 大阪市北区中之島三丁目 3 番23号 8,945,850円
 26. 4 .18

（総務局行政部総務課）

大阪市告示第1135号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定により、
 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書については、申請書を受理した日から 2 か月間、大阪市市民局区政支援室市民活動支援担当において、公衆の縦覧に供する。

平成26年 8 月22日

大阪市長 橋 下 徹

申請に係る特定非営利活動法人に係る事項	
申請のあった年月日	平成26年 7 月 4 日
申請書を受理した日	平成26年 7 月31日
名 称	特定非営利活動法人蒼空登攀倶楽部
代 表 者 の 氏 名	真鍋 貴彦
主たる事務所の所在地	大阪市淀川区西中島 6 丁目 5 番 3 -309号
定款に記載された目的	この法人は、自然体験活動を通じ、福祉の向上、地域活性化、スポーツの振興、自然環境の保全及び子どもの教育に関する諸事業を行い、広く社会に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成26年 7 月 9 日
申請書を受理した日	平成26年 7 月31日
名 称	特定非営利活動法人アムール
代 表 者 の 氏 名	今井 健二
主たる事務所の所在地	大阪市淀川区西中島 4 丁目 6 番30号 第 5 新大阪ビル410号
定款に記載された目的	この法人は、発達障がい児及び、発達の遅れが気になる幼児・児童に対して、療育に関する事業を行い、障がい児（者）の健やかな成長を支え、社会的自立を支援するとともに、地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

(市民局区政支援室市民活動支援担当)

大阪市告示第1136号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、事業計画書及び活動予算書については、申請書を受理した日から2か月間、大阪市市民局区政支援室市民活動支援担当において、公衆の縦覧に供する。

平成26年 8 月22日

大阪市長 橋 下 徹

申請に係る特定非営利活動法人に係る事項	
申請のあった年月日	平成26年 6 月26日
申請書を受理した日	平成26年 7 月31日
名 称	特定非営利活動法人動物愛護教育センター
代 表 者 の 氏 名	橋本 美保子
主たる事務所の所在地	大阪市都島区都島中通 1 丁目 1 番12号
定款に記載された目的	この法人は、動物愛護活動に携わるもの及び動物愛護団体の管理・運営者の養成並びに犬、猫等家庭動物の飼養者の資質向上に係る事業を継続的かつ効果的に行うことにより、人と動物とのより良い共存、環境美化、いのちにやさしい街づくりを推進し、不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成26年 6 月26日
申請書を受理した日	平成26年 7 月31日
名 称	特定非営利活動法人日本アジア歯科交流協会
代 表 者 の 氏 名	椿井 孝芳
主たる事務所の所在地	大阪市東成区中本 4 丁目13番15号
定款に記載された目的	この法人は、海外における歯科保健活動の一環として、受診困難な立場にある邦人に対して歯科検診および歯科相談を行う。さらには国際協力活動の一環である海外の大学との交流のため共同研究、調査を行い広く国際社会に貢献することを目的とする。
申請のあった年月日	平成26年 6 月27日
申請書を受理した日	平成26年 7 月31日

名 称	特定非営利活動法人地球環境と大気汚染を考える 全国市民会議
代 表 者 の 氏 名	山村 恒年
主たる事務所の所在地	大阪府中央区本町2丁目1番19号内本町松屋ビル10-470号室
定款に記載された目的	本法人は、地域および地球規模の環境問題についての研究・交流・提言を行うとともに、海外NGOとの連帯などの活動を行うことを目的とする。
申請のあった年月日	平成26年 6月30日
申請書を受理した日	平成26年 7月31日
名 称	特定非営利活動法人臨床試験推進機構
代 表 者 の 氏 名	古河 洋
主たる事務所の所在地	大阪府中央区森ノ宮中央1丁目14番2号 鵜森之宮ビル2F南
定款に記載された目的	この法人は、消化器がん患者を対象とした多施設共同臨床試験を支援し、その研究成果をもって消化器がん治療の進歩および発展に寄与し、社会全体の利益の増進に貢献することを目的とする。

(市民局区政支援室市民活動支援担当)

大阪市告示第1137号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年 8月22日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当部局

〒552-0007 大阪府港区弁天1丁目2番1 - 1300号 オーク200 1番街
大阪府契約管財局契約部契約課物品契約グループ
電話 06-4395-7161

2 入札に付する事項

(1) 長期借入物品及び予定数量

平成26年度庁内情報利用パソコン等機器（政策企画室） 一式
平成26年度庁内情報利用パソコン等機器（市政改革室） 一式
平成26年度庁内情報利用パソコン等機器（人事室） 一式
平成26年度庁内情報利用パソコン等機器（総務局）(1) 一式
平成26年度庁内情報利用パソコン等機器（市民局） 一式
平成26年度庁内情報利用パソコン等機器（財政局財務部） 一式
平成26年度庁内情報利用パソコン等機器（契約管財局） 一式
平成26年度庁内情報利用パソコン等機器（都市計画局） 一式

平成26年度庁内情報利用パソコン等機器（健康局） 一式
平成26年度庁内情報利用パソコン等機器（こども青少年局） 一式
平成26年度庁内情報利用パソコン等機器（中央卸売市場） 一式
平成26年度庁内情報利用パソコン等機器（中央卸売市場南港市場）
一式
平成26年度庁内情報利用パソコン等機器（都市整備局） 一式
平成26年度庁内情報利用パソコン等機器（会計室） 一式
平成26年度庁内情報利用パソコン等機器（行政委員会事務局） 一式
平成26年度庁内情報利用パソコン等機器（健康局環境科学研究所）
一式
（ただし、 から は合併入札により行う。）
（電子入札対象案件）

- (2) 長期借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成27年 3 月 1 日（日）から平成31年 2 月28日（木）まで
- (4) 借入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、平成26年 9 月 5 日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12 賃貸：02 事務用品賃貸：02 情報処理用機器(158)」で登録していること
- (5) 当該物品又はこれと類似する物品についての賃貸借契約の実績がある賃貸業の者であること
- (6) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元等報告書の提出ができること
- (7) 機器の据付、接続及び調整が実施可能な体制が整備されていることを示した書類の提出ができること
- (8) 仕様書記載のインストール作業ができることを示した書類の提出ができること
- (9) 仕様書記載の要件を満たす納入予定物品に対するアフターサービス・メンテナンス等の体制が整備されていることを示した書類の提出ができること

- (10) JISQ15001に準拠したプライバシーマークの使用許諾もしくはJISQ27001 (ISO27001)に準拠したISMS認証またはこれらと同等の制度による認証等の取得を証明する書類（個人情報に関する内部規定等可）の提出ができること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から平成26年 9月 5日（金）まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から平成26年 9月 5日（金）午後 5時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
入札書受付期間 平成26年10月22日（水）から同月23日（木）までの午前 9時から午後 5時まで
開札予定日時 平成26年10月24日（金）午前11時30分
場所 システム上とする。
- (2) 紙入札による場合
入札書受付期間 平成26年10月24日（金）午前11時から午前11時30分まで
開札予定日時 平成26年10月24日（金）午前11時30分
場所 大阪市契約管財局入札室（1に同じ）
ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第 2 項に規定する郵便等による入札の場合は平成26年10月23日（木）午後 5 時までに必着のこと

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の 3 以上）免除
ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を 1 年当たりの額に換算した額））の100分の 3 に相当する違約金を徴収する。
- (2) 契約保証金 要
ただし、契約規則第37条第 1 項の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有

効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成26年9月5日（金）午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) この調達は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。
- (3) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (5) 本件は、合併入札案件であり、契約については入札後、2(1)からまでの案件ごとに締結する。
- (6) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be leased:

Personal computer equipment for information system use(Office of the Mayor) 1set

Personal computer equipment for information system use(Office of City Management Reform) 1set

Personal computer equipment for information system use(Office of Human Resources) 1set

Personal computer equipment for information system use(General Affairs Bureau)(1) 1set

Personal computer equipment for information system use(Citizens' Affairs Bureau) 1set

Personal computer equipment for information system

use(Finance Bureau Finance Division) 1set

Personal computer equipment for information system

use(Contracts and Property Management Bureau) 1set

Personal computer equipment for information system use(City
Planning Bureau) 1set

Personal computer equipment for information system use(Public
Health Bureau) 1set

Personal computer equipment for information system use(Children
and Youth Bureau) 1set

Personal computer equipment for information system use(Central
Wholesale Markets) 1set

Personal computer equipment for information system use(Central
Wholesale Markets South Port Wholesale Market) 1set

Personal computer equipment for information system use(Urban
Redevelopment and Housing Bureau) 1set

Personal computer equipment for information system use(Office
of the Treasurer) 1set

Personal computer equipment for information system
use(Secretariat to Administrative Commissions) 1set

Personal computer equipment for information system use(Public
Health Bureau Osaka City Institute of Environmental Sciences)
1set

- (2) The closing date and time for the submission of application forms
and attached documents for the qualification confirmation:

5:00PM, 5 September 2014

- (3) The date and time for the submission of tenders:

on the Osaka City Electronic Tender System:

from 9:00AM, 22 October 2014 to 5:00PM, 23 October 2014

in person: from 11:00AM to 11:30AM, 24 October 2014

by post: 5:00PM, 23 October 2014

- (4) A contact point where tender documents are available:

Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-
0007, TEL06-4395-7161

(契約管財局契約部契約課)



大阪市告示第1138号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年 8月22日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天 1 丁目 2 番 1 - 1300号 オーク200 1 番街
大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ
電話 06-4395-7161

2 入札に付する事項

(1) 長期借入物品及び予定数量

平成26年度庁内情報利用パソコン等機器（福祉局） 一式
平成26年度庁内情報利用パソコン等機器（経済戦略局） 一式
平成26年度庁内情報利用パソコン等機器（建設局） 一式
平成26年度庁内情報利用パソコン等機器（消防局） 一式
平成26年度庁内情報利用パソコン等機器（教育委員会事務局） 一式
平成26年度庁内情報利用パソコン等機器（総務局）(2) 一式
平成26年度庁内情報利用パソコン等機器（都島区役所） 一式
平成26年度庁内情報利用パソコン等機器（此花区役所） 一式
平成26年度庁内情報利用パソコン等機器（西区役所） 一式
平成26年度庁内情報利用パソコン等機器（港区役所） 一式
平成26年度庁内情報利用パソコン等機器（大正区役所） 一式
平成26年度庁内情報利用パソコン等機器（天王寺区役所） 一式
平成26年度庁内情報利用パソコン等機器（東成区役所） 一式
平成26年度庁内情報利用パソコン等機器（生野区役所） 一式
平成26年度庁内情報利用パソコン等機器（阿倍野区役所） 一式
平成26年度庁内情報利用パソコン等機器（住之江区役所） 一式
平成26年度庁内情報利用パソコン等機器（住吉区役所） 一式
平成26年度庁内情報利用パソコン等機器（東住吉区役所） 一式
平成26年度庁内情報利用パソコン等機器（平野区役所） 一式
平成26年度庁内情報利用パソコン等機器（西成区役所） 一式

（ただし、 から は合併入札により行う。）

（電子入札対象案件）

(2) 長期借入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 借入期間 平成27年 3 月 1 日（日）から平成31年 2 月28日（木）まで

(4) 借入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、平成26年 9 月 5 日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12 賃貸：02 事務用品賃貸：02 情報処理用機器(158)」で登録していること
- (5) 当該物品又はこれと類似する物品についての賃貸借契約の実績がある賃貸業の者であること
- (6) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元等報告書の提出ができること
- (7) 機器の据付、接続及び調整が実施可能な体制が整備されていることを示した書類の提出ができること
- (8) 仕様書記載のインストール作業ができることを示した書類の提出ができること
- (9) 仕様書記載の要件を満たす納入予定物品に対するアフターサービス・メンテナンス等の体制が整備されていることを示した書類の提出ができること
- (10) JISQ15001に準拠したプライバシーマークの使用許諾もしくはJISQ27001（ISO27001）に準拠したISMS認証またはこれらと同等の制度による認証等の取得を証明する書類（個人情報に関する内部規定等可）の提出ができること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から平成26年9月5日（金）まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から平成26年9月5日（金）午後5時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
入札書受付期間 平成26年10月29日（水）から同月30日（木）までの午前9時から午後5時まで
開札予定日時 平成26年10月31日（金）午前11時30分
場所 システム上とする。
- (2) 紙入札による場合
入札書受付期間 平成26年10月31日（金）午前11時から午前11時30分まで

開札予定日時 平成26年10月31日（金）午前11時30分

場所 大阪市契約管財局入札室（1に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成26年10月30日（木）午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上）免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。

- (2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

- (3) 保証人 不要

- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成26年9月5日（金）午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達 は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) この調達 は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。
- (3) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (5) 本件は、合併入札案件であり、契約については入札後、2(1) からまでの案件ごとに締結する。
- (6) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be leased:

Personal computer equipment for information system use(Social Welfare Bureau) 1set

Personal computer equipment for information system use(Economic Strategy Bureau) 1set

Personal computer equipment for information system use(Public Works Bureau) 1set

Personal computer equipment for information system use(Fire Department) 1set

Personal computer equipment for information system use(Board of Education) 1set

Personal computer equipment for information system use(General Affairs Bureau)(2) 1set

Personal computer equipment for information system use(Miyakojima Ward Office) 1set

Personal computer equipment for information system use(Konohana Ward Office) 1set

Personal computer equipment for information system use(Nishi Ward Office) 1set

Personal computer equipment for information system use(Minato Ward Office) 1set

Personal computer equipment for information system use(Taisho Ward Office) 1set

Personal computer equipment for information system use(Tennoji Ward Office) 1set

Personal computer equipment for information system use(Higashinari Ward Office) 1set

Personal computer equipment for information system use(Ikuno Ward Office) 1set

Personal computer equipment for information system use(Abeno Ward Office) 1set

Personal computer equipment for information system use(Suminoe Ward Office) 1set

Personal computer equipment for information system use(Sumiyoshi

Ward Office) 1set

Personal computer equipment for information system use

(Higashisumiyoshi Ward Office) 1set

Personal computer equipment for information system use(Hirano
Ward Office) 1set

Personal computer equipment for information system use(Nishinari
Ward Office) 1set

- (2) The closing date and time for the submission of application forms
and attached documents for the qualification confirmation:

5:00PM, 5 September 2014

- (3) The date and time for the submission of tenders:

on the Osaka City Electronic Tender System:

from 9:00AM, 29 October 2014 to 5:00PM, 30 October 2014

in person: from 11:00AM to 11:30AM, 31 October 2014

by post: 5:00PM, 30 October 2014

- (4) A contact point where tender documents are available:

Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-
0007, TEL06-4395-7161

(契約管財局契約部契約課)



大阪市告示第1139号

平成26年大阪市告示第879号（一般競争入札の執行（大阪市消防局庁舎清掃
業務委託））の一部を次のように訂正する。

平成26年 8月22日

大阪市長 橋 下 徹

6 (1) アの項中「平成26年 8月18日（月）から同年 8月19日（火）まで」
を「平成26年 9月17日（水）から同年 9月18日（木）まで」に訂正する。

6 (1) イの項中「平成26年 8月20日（水）午前10時から午前10時30分まで」
を「平成26年 9月19日（金）午後 1時30分から午後 2時まで」に訂正する。

6 (1) イの項中「平成26年 8月19日（火）」を「平成26年 9月18日（木）」
に訂正する。

6 (1) ウの項中「平成26年 8月20日（水）午前10時30分」を「平成26年 9
月19日（金）午後 2時」に訂正する。

6 (1) アの項中「平成26年 8月20日（水）午前10時から午前10時30分まで」
を「平成26年 9月19日（金）午後 1時30分から午後 2時まで」に訂正する。

6 (1) アの項中「平成26年 8月19日（火）」を「平成26年 9月18日（木）」
に訂正する。

6 (1) ウの項中「平成26年 8 月20日（水）午前10時30分」を「平成26年 9 月19日（金）午後 2 時」に訂正する。

9 (3) の項中「from 9:00AM, 18 August 2014 to 5:00PM, 19 August 2014」を「from 9:00AM, 17 September 2014 to 5:00PM, 18 September 2014」に訂正する。

9 (3) の項中「from 10:00AM to 10:30AM, 20 August 2014」を「from 1:30PM to 2:00PM, 19 September 2014」に訂正する。

9 (3) の項中「19 August 2014」を「18 September 2014」に訂正する。

（契約管財局契約部契約課）

大阪市告示第1140号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第 2 項の規定による検査の結果適合していたので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年 8 月22日

大阪市長 橋 下 徹

1 許可番号

平成25年12月16日 大阪市指令都計（開）第75号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市住之江区南港東 3 丁目 2 番37

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市堺区今池町 6 丁 2 番17号

株式会社ミケランジェロ

代表取締役 香西 良晴

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=150mm	14.200m	大阪市	-	集水ます 型 インバート付 1ヵ所 新設工
緑地	-	-	開発者	開発者	面積 42.76m ²

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第1141号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年 8月22日

大阪市長 橋 下 徹

1 許可番号

平成26年 6月 5日 大阪市指令都計（開）第 7号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市城東区東中浜 9丁目237番 5の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市天王寺区東高津町 3番20号

エイ・アンド・ケイ建物株式会社

代表取締役 脇本 次雄

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	4.000m	19.446m	開発者	開発者	すみ切り 2ヵ所含む
下水道	D=150mm	0.200m	大阪市	-	集水ます 型 インバート付 1ヵ所 新設工
下水道	D=200mm	0.200m	大阪市	-	集水ます 型 インバート付 1ヵ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
下水道	-	-	大阪市	-	集水ます 型 1ヵ所 撤去工
下水道	-	-	大阪市	-	集水ます 型 1ヵ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第1142号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年 8月22日

大阪市長 橋 下 徹

1 許可番号

平成26年 3月10日 大阪市指令都計（開）第93号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市平野区長吉出戸 6丁目568番 1の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府松原市阿保 3丁目 1番27号

株式会社ミヤマ産業

代表取締役 深山 契

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	5.000m	43.712m	開発者	開発者	すみ切り 2ヵ所含む
下水道	D=200mm	5.450m	大阪市	-	集水ます 型 インバート付 1ヵ所 新設工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第1143号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成26年 8月22日

大阪市長 橋 下 徹

指定年月日及び指令番号

平成26年 7 月24日

大阪市指令都計建企 第1008号

地 名	地 番	道路幅員	道路延長	摘 要
生野区 小路東3丁目	10番 1	m 4.00	m 19.50	袋路状道路

(都市計画局建築指導部建築企画課)

大阪市告示第1144号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、
道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦
覧に供する。

平成26年 8 月22日

大阪市長 橋 下 徹

指定年月日及び指令番号

平成26年 8 月 7 日

大阪市指令都計建企 第1009号

地 名	地 番	道路幅員	道路延長	摘 要
旭区 赤川2丁目	32番 1 32番 3 32番 4 32番 5 32番 6 32番 7 32番 8	m 4.00	m 13.97	袋路状道路

(都市計画局建築指導部建築企画課)

大阪市告示第1145号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、
道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦
覧に供する。

平成26年 8 月22日

大阪市長 橋 下 徹

指定年月日及び指令番号

平成26年 8 月12日

大阪市指令都計建企 第1010号

地 名	地 番	道路幅員	道路延長	摘 要
東成区 東中本 3 丁目	3 番 5 の一部 3 番 6 の一部	m 4.00	m 13.61	袋路状道路

(都市計画局建築指導部建築企画課)

大阪市告示第1146号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定に基づく次の道路について、大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）第 5 条の規定により廃止を承認した。

その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成26年 8 月22日

大阪市長 橋 下 徹

指定年月日及び指令番号

平成26年 8 月12日

大阪市指令都計建企 第1011号

地 名	地 番	道路幅員	道路延長	摘 要
淀川区 新高 3 丁目	14番 1 の一部	m 4.0	m 20.25	袋路状道路

(都市計画局建築指導部建築企画課)

大阪市告示第1147号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成26年 8 月22日

大阪市長 橋 下 徹

事業者の名称又は氏名 事業所の名称及び所在地 指定年月日 サービスの種類

株式会社ジー・エヌ・オー ケア・c o m 大阪市西淀川区柏里二丁目 7 番28号 北川ビル201号 平成26年 8 月 1 日 訪問介護

株式会社かがやき かがやきケアステーション 大阪市平野区加美鞍作一丁目6番9号 平成26年 8月1日 訪問介護

株式会社真公堂 ホワイトケア訪問看護ステーション 大阪市鶴見区緑一丁目15番33号 あさひマンション102 平成26年 8月1日 訪問看護

株式会社ミシマ ミシマケアレンタル 大阪市東住吉区今川四丁目5番9号305 平成26年 8月1日 福祉用具貸与・特定福祉用具販売

株式会社鈴蘭 ケアセンターりんらん 大阪市平野区長吉出戸三丁目1番43号 平成26年 8月1日 訪問介護

株式会社レガース ホームラン介護サービス 大阪市東住吉区鷹合二丁目1番3号 平成26年 8月1日 訪問介護

世界笑顔株式会社 愛わくわく訪問介護ステーション 大阪市西淀川区柏里三丁目12番29号 塚本駅前商店街1号館7号店舗 平成26年 8月1日 訪問介護

株式会社 V a r u n a A Q U A 大阪市西成区千本北一丁目7番22号コーポ和秀101 平成26年 8月1日 福祉用具貸与・特定福祉用具販売

医療法人社団真希会 アグナス訪問介護すみのえ 大阪市住之江区浜口西一丁目14番4号 平成26年 8月1日 訪問介護

日本セラピー株式会社 デイサービスにこにこプラス 大阪市住吉区杉本一丁目13番15号 コーポ悠美1階 平成26年 8月1日 通所介護

株式会社ビーナス ビーナスプラス歌島 大阪市西淀川区歌島二丁目12番25号 平成26年 8月1日 通所介護

合同会社アンド・アイ 訪問介護まごの手 大阪市西成区山王一丁目4番21号 ハウスヤマト101号 平成26年 8月1日 訪問介護

株式会社 t r u m p だいやヘルパーステーション 大阪市西成区天下茶屋二丁目4番20号 平成26年 8月1日 訪問介護

株式会社 t r u m p はーとレンタル 大阪市西成区天下茶屋二丁目4番20号 平成26年 8月1日 福祉用具貸与

株式会社ヤマモト介護サービス ヤマモト介護サービス萩茶 大阪市西成区萩之茶屋一丁目13番12号 平成26年 8月1日 訪問介護

株式会社とびっきり デイサービスとびっきり菅原 大阪市東淀川区菅原七丁目6番6号 平成26年 8月1日 通所介護

株式会社カーション 訪問看護ステーションティアラ東中浜 大阪市城東区東中浜六丁目5番11号 エスポワール1F 平成26年 8月1日 訪問看護・居宅療養管理指導

有限会社クローバー らいおんナース訪問看護ステーション 大阪市港区弁天一丁目6番35号 S K S ビル5階 平成26年 8月1日 訪問看護・居宅療養管理指導

株式会社アイケアパートナーズ大阪 デイサービスアイケアスタジオ 大阪市平野区長吉川辺二丁目8番14号 平成26年 8月1日 通所介護

株式会社ユーアンドアイ ユーアンドアイ・サポート 大阪市大正区千島

三丁目 6 番17号310号室 平成26年 8 月 1 日 訪問介護
株式会社フラワー介護センター フLOWER介護 大阪市東住吉区山坂二丁目11番10号 ネオコーボ明生101号室 平成26年 8 月 1 日 訪問介護
株式会社関西ケアサービス 関西ケアデイサービス平野 大阪市平野区平野本町二丁目 5 番10号 平成26年 8 月 1 日 通所介護
医療法人慶春会 福永記念訪問看護ステーション 大阪市城東区中央一丁目 9 番33号 泉秀園城東ビル 2 階 平成26年 8 月 1 日 訪問看護
株式会社セルヴィス ハピネスデイあじさい 大阪市生野区巽中二丁目22番 3 号 平成26年 8 月 1 日 通所介護
株式会社アーキノルド デイサービスこくわ巽西 大阪市生野区巽西四丁目 7 番 2 号 平成26年 8 月 1 日 通所介護
コミュニティケア&キュア株式会社 ココデイサービスセンター 大阪市鶴見区横堤五丁目13番45号 グリーンパーク桜花 2 階 平成26年 8 月 1 日 通所介護
株式会社ゲンコーポレーション デイサービスセカンド昭和町 大阪市阿倍野区昭和町一丁目10番18号 平成26年 8 月 1 日 通所介護
日本健康開発株式会社 リハビリデイサービス小蝶 2 大阪市此花区西九条一丁目34番 6 号 平成26年 8 月 1 日 通所介護
アミコ株式会社 アミコ愛・あい・東加賀屋デイサービス 大阪市住之江区東加賀屋一丁目11番15号 平成26年 8 月 1 日 通所介護
仙峰興産株式会社 クレールせんぼう徳庵 大阪市鶴見区今津北五丁目17番 2 号 平成26年 8 月 1 日 通所介護
アミコ株式会社 アミコ愛・あい・東加賀屋ショートステイ 大阪市住之江区東加賀屋一丁目11番15号 平成26年 8 月 1 日 短期入所生活介護
N P O 法人れんげメディカルグループ 西大阪れんげケアセンター 大阪市西淀川区出来島一丁目 8 番21号 ピア西淀川 E 棟304号室 平成26年 8 月 1 日 訪問介護
ユーアップ株式会社 ユーアップヘルパーステーション 大阪市淀川区田川二丁目 8 番 2 号 平成26年 8 月 1 日 訪問介護
(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第1148号

介護保険法(平成 9 年法律第123号)第75条第 2 項の規定による指定居宅サービス事業の廃止の届出を次の者より受理したので、同法第78条の規定により告示する。

平成26年 8 月22日

	大阪市長	橋 下	徹
事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	廃止年月日	サ-

ピスの種類

有限会社アイクル アイクル介護サービス 大阪市東成区東中本一丁目2番4号 メゾングリーム203号 平成26年7月1日 訪問介護

医療法人隆星会 医療法人隆星会デイリハオアシス 大阪市平野区背戸口5丁目6番29号 平成26年6月30日 通所介護

株式会社つばき デイサービスセンターつばき平野 大阪市平野区瓜破東三丁目1番15号 1F 平成26年6月30日 通所介護

株式会社楽友社 楽友福祉サービス 大阪市西区立売堀一丁目7番18号703号 平成26年6月30日 福祉用具貸与・特定福祉用具販売

有限会社万幸 スマイリーサポートショップ 大阪市中央区上町B番6号アーク上町2階 平成26年6月30日 福祉用具貸与・特定福祉用具販売

有限会社スポルタ デイリハビリ春 大阪市住之江区東加賀屋四丁目6番14号 住吉センタービル1F 平成26年6月30日 通所介護

株式会社ジラフ きりん訪問看護ステーション 大阪市天王寺区清水谷町8番19号305号室 平成26年7月1日 訪問看護

株式会社みず ヘルパーステーションみず 大阪市西成区山王二丁目10番15号 平成26年6月30日 訪問介護

医療法人弘善会 訪問看護ステーションアロンティア 大阪市東成区東今里二丁目16番19号 平成26年7月1日 訪問看護

有限会社ケアアクト デイサービスセンターあさかぜ 大阪市浪速区敷津西二丁目7番23号 平成26年6月30日 通所介護

有限会社リーウェイ デイサービス昭和の虹 大阪市阿倍野区昭和町一丁目10番18号 平成26年7月31日 通所介護

株式会社リブドゥコーポレーション まごころサポート 大阪市中央区瓦町一丁目6番10号 平成26年7月1日 福祉用具貸与・特定福祉用具販売

医療法人尽生会 医療法人尽生会ヘルパーステーションセイワ 大阪市都島区中野町一丁目5番14号 101 平成26年7月18日 訪問介護

株式会社アスピナル トウヨウ訪問介護ステーション 大阪市城東区今福東二丁目7番26号 泰平ビル301号室 平成26年7月12日 訪問介護

社会医療法人協和会 社会医療法人協和会ヘルパーステーションハートフル 大阪市淀川区十三東五丁目3番29号 淀川介護老人保健施設ハートフル1階 平成26年7月11日 訪問介護

株式会社武陵 平野介護総合支援プラザプラムケアー通所介護事業所 大阪市平野区平野北一丁目10番31号 平成26年6月30日 通所介護

株式会社武陵 平野介護総合支援プラザプラムケアー訪問看護ステーション 大阪市平野区平野北一丁目10番31号 平成26年6月30日 訪問看護

株式会社武陵 平野介護総合支援プラザプラムケアー訪問介護事業所 大阪市平野区平野北一丁目9番8号 武陵医療複合ビル4階 平成26年6月30日 訪問介護

株式会社武陵 プラムケアーデイサービスセンター「憩い」 大阪市平野

区平野北一丁目9番8号 武陵医療複合ビル3階 平成26年6月30日 通
所介護

特定非営利活動法人ゆうズ ゆうズヘルパーセンター 大阪市旭区千林二
丁目10番21号2階 平成26年3月31日 訪問介護

オーケーライフサポート合同会社 赤いリング訪問看護ステーション 大
阪市平野区喜連二丁目5番79号 喜連口イヤル2号館105 平成26年6月30
日 訪問看護・居宅療養管理指導

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第1149号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項の規定により、指定
地域密着型サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規
定により告示する。

平成26年8月22日

大阪市長 橋 下 徹

事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指定年月日	サービスの種 類
--------	-------------	-------	-------------

社会福祉法人ラヴィータ	ラヴィータトレ	大阪市此花区西九条二丁目15 番6号	平成26年8月1日	小規模多機能型居宅介護
-------------	---------	-----------------------	-----------	-------------

社会福祉法人ラヴィータ	ラヴィータドゥーエ	大阪市此花区西九条二丁 目15番6号	平成26年8月1日	認知症対応型共同生活介護
-------------	-----------	-----------------------	-----------	--------------

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第1150号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地
域密着型サービス事業の廃止の届出を次の者より受理したので、同法第78条の
11の規定により告示する。

平成26年8月22日

大阪市長 橋 下 徹

事業者の名称	事業所の名称及び所在地	廃止年月日	サービスの種 類
--------	-------------	-------	-------------

株式会社イーグルジャパン	デイサービスセンターさくらジャパン	大阪 市西成区梅南一丁目5番8号愛寿企画ビル2階	平成26年7月31日	認知 症対応型通所介護
--------------	-------------------	-----------------------------	------------	----------------

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第1151号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者として次の者を指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成26年 8月22日

大阪市長 橋 下 徹

事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指定年月日	サービスの種類
--------	-------------	-------	---------

株式会社かがやき	かがやきケアステーション 大阪市平野区加美鞍作一丁目6番9号	平成26年8月1日	居宅介護支援
----------	--------------------------------	-----------	--------

株式会社鈴蘭	ケアプランセンターりんらん 大阪市平野区長吉出戸三丁目1番43号	平成26年8月1日	居宅介護支援
--------	----------------------------------	-----------	--------

株式会社レガース	パントケアプランセンター 大阪市東住吉区鷹合二丁目1番3号	平成26年8月1日	居宅介護支援
----------	-------------------------------	-----------	--------

みとうメディカル株式会社	みとうケアプランセンター平野 大阪市平野区加美正覚寺四丁目4番1号	平成26年8月1日	居宅介護支援
--------------	-----------------------------------	-----------	--------

株式会社 t r u m p	すぺーどプラン 大阪市西成区天下茶屋二丁目4番20号	平成26年8月1日	居宅介護支援
----------------	----------------------------	-----------	--------

光明センタービル株式会社	かさねケアプランセンター平野 大阪市平野区長吉出戸七丁目8番5号	平成26年8月1日	居宅介護支援
--------------	----------------------------------	-----------	--------

コミュニティケア&キュア株式会社	ココケアプランセンター 大阪市鶴見区横堤五丁目13番45号	平成26年8月1日	居宅介護支援
------------------	-------------------------------	-----------	--------

株式会社ソラスト	在宅ケアサービスソラスト平野 大阪市平野区背戸口五丁目5番13号2F	平成26年8月1日	居宅介護支援
----------	------------------------------------	-----------	--------

有限会社幸智	ケアプランセンター幸智 大阪市城東区野江三丁目4番17号	平成26年8月1日	居宅介護支援
--------	------------------------------	-----------	--------

株式会社矢野晴大事務所	ぼのケアプランサービス 大阪市浪速区塩草二丁目7番21号	平成26年8月1日	居宅介護支援
-------------	------------------------------	-----------	--------

合同会社ばなな	居宅介護支援事業所ばなな 大阪市西成区天下茶屋二丁目18番13号	平成26年8月1日	居宅介護支援
---------	----------------------------------	-----------	--------

（福祉局高齢者施策部介護保険課）

大阪市告示第1152号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による指定居宅介

護支援事業の廃止の届出を次の者より受理したので、同法第85条の規定により告示する。

平成26年 8 月22日

大阪市長 橋 下 徹

事業者の名称 事業所の名称及び所在地 廃止年月日 サービスの種類

NPO法人ドルフィンホーム エルドルフィンプランセンター 大阪市住之江区西加賀屋二丁目5番28号 平成26年6月30日 居宅介護支援

株式会社みず ケアプランみず 大阪市西成区山王二丁目10番15号 平成26年6月30日 居宅介護支援

有限会社A I 訪問介護ステーション ケアプランセンターA I 大阪市生野区田島四丁目9番24号 平成26年7月27日 居宅介護支援

ピースクルーズ株式会社 ケアプランセンタークルーズ 大阪市西成区天下茶屋二丁目21番10号 平成26年7月15日 居宅介護支援

有限会社リーベ稲穂 居宅介護支援事業所リーベプログラム 大阪市淀川区十三本町一丁目21番11号 平成26年7月12日 居宅介護支援

フラワーガーデン合同会社 楽ケアプランセンター出戸 大阪市平野区長吉出戸八丁目1番27号C 平成26年7月20日 居宅介護支援

株式会社アスピナル トウヨウケアプランセンター 大阪市城東区今福東二丁目7番26号 泰平ビル301号室 平成26年7月12日 居宅介護支援

株式会社武陵 平野介護総合支援プラザプラムケア 居宅介護支援事業所 大阪市平野区平野北一丁目10番31号 平成26年6月30日 居宅介護支援

医療法人港南会 医療法人港南会ケアプランセンターフルライン 大阪市大正区鶴町一丁目2番1号 平成24年11月30日 居宅介護支援

(福祉局高齢者施策部介護保険課)



大阪市告示第1153号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者として次の者を指定したので、同法第115条の10の規定により告示する。

平成26年 8 月22日

大阪市長 橋 下 徹

事業者の名称又は氏名 事業所の名称及び所在地 指定年月日 サービスの種類

株式会社ジー・エヌ・オー ケア . c o m 大阪市西淀川区柏里二丁目7番28号 北川ビル201号 平成26年8月1日 介護予防訪問介護

株式会社かがやき かがやきケアステーション 大阪市平野区加美鞍作一丁目6番9号 平成26年8月1日 介護予防訪問介護

株式会社真公堂 ホワイトケア訪問看護ステーション 大阪市鶴見区緑一丁目15番33号 あさひマンション102 平成26年 8月 1日 介護予防訪問看護

株式会社ミシマ ミシマケアレンタル 大阪市東住吉区今川四丁目 5 番 9 号305 平成26年 8月 1日 介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

株式会社鈴蘭 ケアセンターりんらん 大阪市平野区长吉出戸三丁目 1 番 43号 平成26年 8月 1日 介護予防訪問介護

株式会社レガース ホームラン介護サービス 大阪市東住吉区鷹合二丁目 1 番 3 号 平成26年 8月 1日 介護予防訪問介護

世界笑顔株式会社 愛わくわく訪問介護ステーション 大阪市西淀川区柏里三丁目12番29号 塚本駅前商店街 1 号館 7 号店舗 平成26年 8月 1日 介護予防訪問介護

株式会社 V a r u n a A Q U A 大阪市西成区千本北一丁目 7 番22号 コーポ和秀101 平成26年 8月 1日 介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

医療法人社団真希会 アグナス訪問介護すみのえ 大阪市住之江区浜口西一丁目14番 4 号 平成26年 8月 1日 介護予防訪問介護

株式会社関西介護サービス デイサービスタノシア姫里 大阪市西淀川区姫里一丁目24番16号 平成26年 8月 1日 介護予防通所介護

日本セラピー株式会社 デイサービスにこにこプラス 大阪市住吉区杉本一丁目13番15号 コーポ悠美 1 階 平成26年 8月 1日 介護予防通所介護

株式会社ビーナス ビーナスプラス歌島 大阪市西淀川区歌島二丁目12番 25号 平成26年 8月 1日 介護予防通所介護

合同会社アンド・アイ 訪問介護まごの手 大阪市西成区山王一丁目 4 番 21号 ハウスヤマト101号 平成26年 8月 1日 介護予防訪問介護

株式会社 t r u m p だいやヘルパーステーション 大阪市西成区天下茶屋二丁目 4 番20号 平成26年 8月 1日 介護予防訪問介護

株式会社 t r u m p はーとレンタル 大阪市西成区天下茶屋二丁目 4 番 20号 平成26年 8月 1日 介護予防福祉用具貸与

株式会社ヤマモト介護サービス ヤマモト介護サービス萩茶 大阪市西成区萩之茶屋一丁目13番12号 平成26年 8月 1日 介護予防訪問介護

株式会社とびつきり デイサービスとびつきり菅原 大阪市東淀川区菅原七丁目 6 番 6 号 平成26年 8月 1日 介護予防通所介護

株式会社カーション 訪問看護ステーションティアラ東中浜 大阪市城東区東中浜六丁目 5 番11号 エスポワール 1 F 平成26年 8月 1日 介護予防訪問看護・介護予防居宅療養管理指導

有限会社クローバー らいおんナース訪問看護ステーション 大阪市港区弁天一丁目 6 番35号 S K S ビル 5 階 平成26年 8月 1日 介護予防訪問看護・介護予防居宅療養管理指導

株式会社アイケアパートナーズ大阪 デイサービスアイケアスタジオ 大阪市平野区長吉川辺二丁目 8 番14号 平成26年 8月 1日 介護予防通所介護

株式会社ユーアンドアイ ユーアンドアイ・サポート 大阪市大正区千島三丁目 6 番17号310号室 平成26年 8月 1日 介護予防訪問介護

株式会社フラワー介護センター フLOWER介護 大阪市東住吉区山坂二丁目11番10号 ネオコーポ明生101号室 平成26年 8月 1日 介護予防訪問介護

株式会社関西ケアサービス 関西ケアデイサービス平野 大阪市平野区平野本町二丁目 5 番10号 平成26年 8月 1日 介護予防通所介護

医療法人慶春会 福永記念訪問看護ステーション 大阪市城東区中央一丁目 9 番33号 泉秀園城東ビル 2 階 平成26年 8月 1日 介護予防訪問看護

株式会社セルヴィス ハピネスデイあじさい 大阪市生野区巽中二丁目22番 3 号 平成26年 8月 1日 介護予防通所介護

株式会社アーキノルド デイサービスこくわ巽西 大阪市生野区巽西四丁目 7 番 2 号 平成26年 8月 1日 介護予防通所介護

コミュニティケア&キュア株式会社 ココデイサービスセンター 大阪市鶴見区横堤五丁目13番45号 グリーンパーク桜花 2 階 平成26年 8月 1日 介護予防通所介護

株式会社ゲンコーポレーション デイサービスセカンド昭和町 大阪市阿倍野区昭和町一丁目10番18号 平成26年 8月 1日 介護予防通所介護

日本健康開発株式会社 リハビリデイサービス小蝶 2 大阪市此花区西九条一丁目34番 6 号 平成26年 8月 1日 介護予防通所介護

アミコ株式会社 アミコ愛・あい・東加賀屋デイサービス 大阪市住之江区東加賀屋一丁目11番15号 平成26年 8月 1日 介護予防通所介護

仙峰興産株式会社 クレールせんぼう徳庵 大阪市鶴見区今津北五丁目17番 2 号 平成26年 8月 1日 介護予防通所介護

アミコ株式会社 アミコ愛・あい・東加賀屋ショートステイ 大阪市住之江区東加賀屋一丁目11番15号 平成26年 8月 1日 介護予防短期入所生活介護

NPO法人れんげメディカルグループ 西大阪れんげケアセンター 大阪市西淀川区出来島一丁目 8 番21号 ピア西淀川 E 棟304号室 平成26年 8月 1日 介護予防訪問介護

ユーアップ株式会社 ユーアップヘルパーステーション 大阪市淀川区田川二丁目 8 番 2 号 平成26年 8月 1日 介護予防訪問介護

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定による指定介護予防サービス事業の廃止の届出を次の者より受理したので、同法第115条の10の規定により告示する。

平成26年 8月22日

大阪市長 橋 下 徹

事業者の名称又は氏名 事業所の名称及び所在地 廃止年月日 サービスの種類

医療法人隆星会 医療法人隆星会デイリハオアシス 大阪市平野区背戸口5丁目6番29号 平成26年 6月30日 介護予防通所介護

株式会社つばき デイサービスセンターつばき平野 大阪市平野区瓜破東三丁目1番15号 1F 平成26年 6月30日 介護予防通所介護

株式会社楽友社 楽友福祉サービス 大阪市西区立売堀一丁目7番18号703号 平成26年 6月30日 介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

有限会社万幸 スマイリーサポートショップ 大阪市中央区上町B番6号アーク上町2階 平成26年 6月30日 介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

有限会社スポルタ デイリハビリ春 大阪市住之江区東加賀屋四丁目6番14号 住吉センタービル1F 平成26年 6月30日 介護予防通所介護

株式会社ジラフ きりん訪問看護ステーション 大阪市天王寺区清水谷町8番19号305号室 平成26年 7月1日 介護予防訪問看護

株式会社みず ヘルパーステーションみず 大阪市西成区山王二丁目10番15号 平成26年 6月30日 介護予防訪問介護

医療法人弘善会 訪問看護ステーションアロンティア 大阪市東成区東今里二丁目16番19号 平成26年 7月1日 介護予防訪問看護

有限会社ケアアクト デイサービスセンターあさかぜ 大阪市浪速区敷津西二丁目7番23号 平成26年 6月30日 介護予防通所介護

有限会社リーウェイ デイサービス昭和の虹 大阪市阿倍野区昭和町一丁目10番18号 平成26年 7月31日 介護予防通所介護

株式会社リブドゥコーポレーション まごころサポート 大阪市中央区瓦町一丁目6番10号 平成26年 7月1日 介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

医療法人尽生会 医療法人尽生会ヘルパーステーションセイワ 大阪市都島区中野町一丁目5番14号 101 平成26年 7月18日 介護予防訪問介護

株式会社アスピナル トウヨウ訪問介護ステーション 大阪市城東区今福東二丁目7番26号 泰平ビル301号室 平成26年 7月12日 介護予防訪問介護

社会医療法人協和会 社会医療法人協和会ヘルパーステーションハートフル 大阪市淀川区十三東五丁目3番29号 淀川介護老人保健施設ハートフル1階 平成26年 7月11日 介護予防訪問介護

株式会社武陵 平野介護総合支援プラザプラムケアー通所介護事業所 大阪市平野区平野北一丁目10番31号 平成26年 6月30日 介護予防通所介護

株式会社武陵 平野介護総合支援プラザプラムケアー訪問看護ステーション 大阪市平野区平野北一丁目10番31号 平成26年 6月30日 介護予防訪問看護

株式会社武陵 平野介護総合支援プラザプラムケアー訪問介護事業所 大阪市平野区平野北一丁目 9 番 8 号 武陵医療複合ビル 4 階 平成26年 6月30日 介護予防訪問介護

株式会社武陵 プラムケアーデイサービスセンター「憩い」 大阪市平野区平野北一丁目 9 番 8 号 武陵医療複合ビル 3 階 平成26年 6月30日 介護予防通所介護

特定非営利活動法人ゆうズ ゆうズヘルパーセンター 大阪市旭区千林二丁目10番21号 2 階 平成26年 3月31日 介護予防訪問介護

オーケーライフサポート合同会社 赤いリンゴ訪問看護ステーション 大阪市平野区喜連二丁目 5 番 79号 喜連ロイヤル 2 号館105 平成26年 6月30日 介護予防訪問看護・介護予防居宅療養管理指導

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第1155号

介護保険法(平成9年法律第123号)第54条の2第1項の規定により、指定地域密着型介護予防サービス事業者として次の者を指定したので、同法第115条の20の規定により告示する。

平成26年 8月22日

大阪市長 橋 下 徹

事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指定年月日	サービスの種類
--------	-------------	-------	---------

社会福祉法人ラヴィータ	ラヴィータトレ 大阪市此花区西九条二丁目15番 6 号	平成26年 8月 1 日	介護予防小規模多機能型居宅介護
-------------	-----------------------------	--------------	-----------------

社会福祉法人ラヴィータ	ラヴィータドゥーエ 大阪市此花区西九条二丁目15番 6 号	平成26年 8月 1 日	介護予防認知症対応型共同生活介護
-------------	-------------------------------	--------------	------------------

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第1156号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の15第2項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出を次の者より受理したので、同法第115条の20の規定により告示する。

平成26年 8月22日

大阪市長 橋 下 徹

事業者の名称 事業所の名称及び所在地 廃止年月日 サービスの種類

株式会社イーグルジャパン デイサービスセンターさくらジャパン 大阪
市西成区梅南一丁目 5 番 8 号愛寿企画ビル 2 階 平成26年 7月31日 介護
予防認知症対応型通所介護

(福祉局高齢者施策部介護保険課)



大阪市告示第1157号

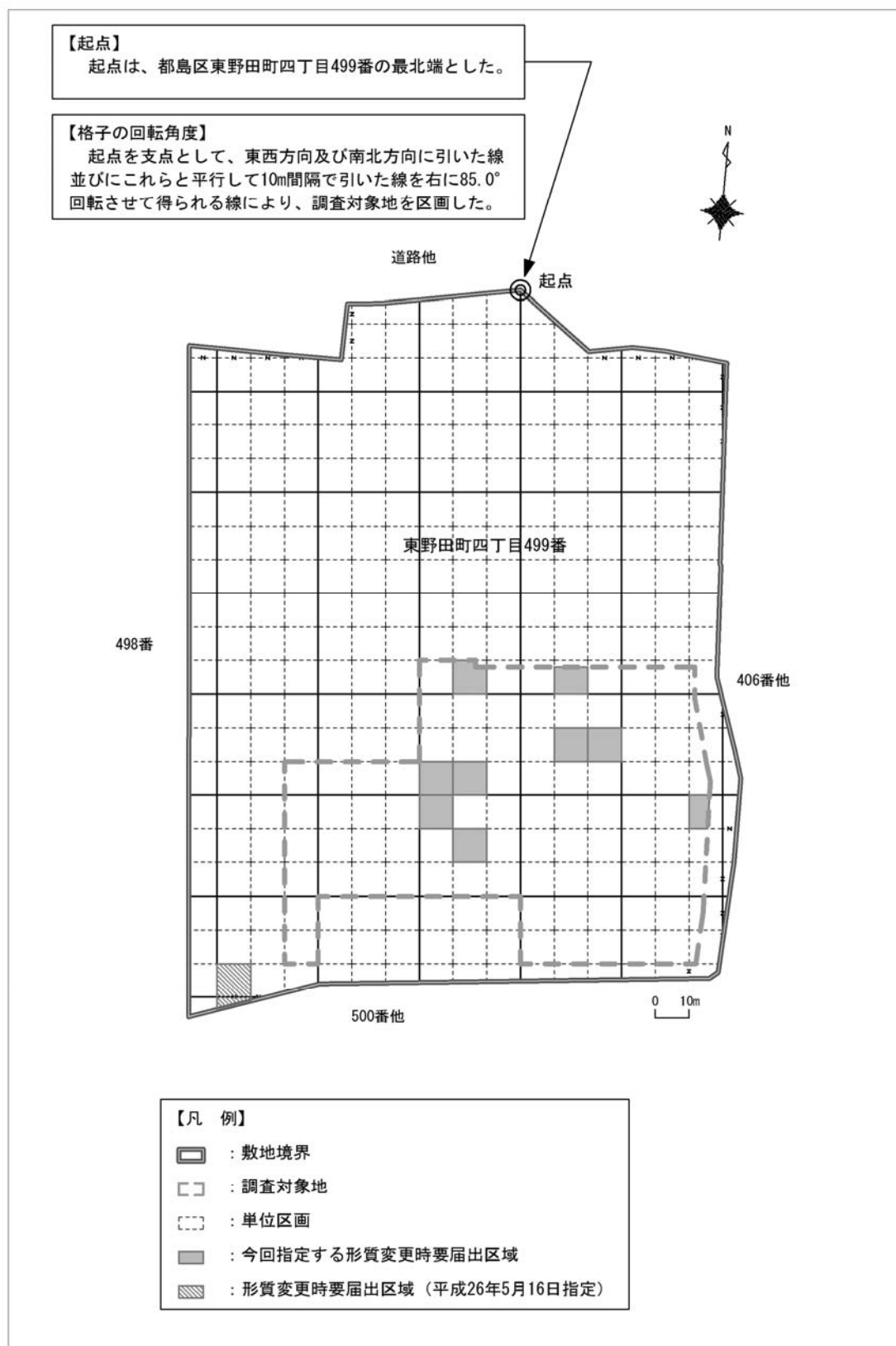
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成26年 8月22日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 指定する形質変更時要届出区域
別図のとおり
(大阪市都島区東野田町四丁目499番の一部)
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第 1 項の基準に適合しない特定有害物質の名称
水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第 2 項の基準に適合しない特定有害物質の名称
鉛及びその化合物

別 図



(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第1158号

住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第5条第2項において準用する同条第1項の規定により事業計画を変更したので、同法第8条第3項において準用する同条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年 8 月22日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 住宅地区改良事業の名称
生野東第2住宅地区改良事業
- 2 事業計画の決定年月日
平成10年 8 月26日
- 3 事業計画の変更年月日
平成26年 8 月 7 日

（都市整備局生野南部事務所）

大阪市告示第1159号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年 8 月22日

大阪市長 橋 下 徹

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成26年 9 月 5 日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

NO	種 類	場 所
1	普通自動車 （ダイハツ 白色）	天王寺区堂ヶ芝 1 丁目 1 番先
2	自動二輪車 （ヤマハ 黒色）	此花区西九条 1 丁目32番先
3	普通自動車 （外国車 黒色）	東淀川区東淡路 3 丁目 5 番先
4	普通自動車 （ミツビシ 緑色）	東淀川区東淡路 3 丁目 5 番先
5	自動二輪車 （ヤマハ 黒色）	東淀川区豊新 3 丁目10番先

（建設局管理部路政課）

大阪市告示第1160号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年 8月22日

大阪市長 橋 下 徹

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成26年 9月 5日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路 線 名	除 却 実 施 場 所	物 件
九ノ助橋線	中央区島之内 1丁目 1番～瓦屋町 1丁目14番先	布 団 等
八幡筋線	中央区島之内 2丁目 2番～瓦屋町 2丁目17番先	布 団 等

（建設局管理部路政課）

大阪市告示第1161号

平成26年大阪市告示第508号（大阪市立駐車場の利用料金の額の承認）の一部を次のように改正する。

平成26年 8月22日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 「2 大阪市立駐車場の利用料金（1）自動二輪車を除く自動車の一時駐車料金」の表中、長居公園地下駐車場の項を平成26年 8月23日及び同月24日については次のように改める。

区分	時間帯	一時駐車料金の額		
		受付時間内	受付時間外	上限料金
長居公園 地下駐車場	午前 7時から 午後11時まで	駐車時間最初の30分まで100円。以降 駐車時間15分まで ごとに100円	—	時間内上限料金 3,000円
	午後11時から 翌日午前 7時 まで	—	60分までご とに100円	—

- 2 「2 大阪市立駐車場の利用料金（1）自動二輪車を除く自動車の一時駐車料金」の表中、長居公園地下駐車場の項を平成26年 8月25日以降について

は次のように改める。

区分	時間帯	一時駐車料金の額		
		受付時間内	受付時間外	上限料金
長居公園 地下駐車場	午前 7 時から 午後11時まで	駐車時間最初の30 分まで100円。以降 駐車時間15分まで ごとに100円	—	時間内上限料金 1,000円 (日曜日、土曜 日及び休日にあ っては2,000円)
	午後11時から 翌日午前 7 時 まで	—	60分までご とに100円	—

(建設局管理部管理課)

大阪市告示第1162号

大阪市立旭区民センターは、電気設備定期点検を実施するため、大阪市コミュニティ振興施設条例（昭和40年大阪市条例第50号）第4条第2項の規定に基づき、平成26年9月29日（月）の終日、臨時休館することを承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成26年 8月22日

大阪市長 橋 下 徹
(旭区役所市民協働課)

大阪市告示第1163号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年 8月22日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当部局

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号
大阪市教育委員会事務局総務部総務課（調達）
電話 06-6208-9078

2 入札に付する事項

(1) 長期借入物品及び数量

光回線用学校設置ルータ装置等機器 一式
(電子入札案件とする。)

- (2) 長期借入物品の特質等 別紙仕様書のとおり
- (3) 借入期間 平成27年 1 月 1 日から平成31年12月31日まで
- (4) 借入場所 別紙仕様書のとおり

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を契約管財局契約部契約課物品契約グループに行えば当該審査を行う。

ただし、平成26年 9 月 5 日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12 賃貸：02 事務用品賃貸：02 情報処理用機器（158）」で登録していること
- (5) ルータ又はこれと類似する物品、もしくは情報処理機器の賃貸借契約の実績がある賃貸業の者であること
- (6) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元書の提出ができること
- (7) 機器の据付、接続及び調整が実施可能な体制が整備されていることを示した書類の提出ができること
- (8) 仕様書記載のインストール作業ができることを示した書類の提出ができること
- (9) 仕様書記載の要件を満たす納入予定物品に対するアフターサービス・メンテナンス等の体制が整備されていることを示した書類の提出ができること

4 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先

大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（上記 1 に同じ）

- (2) 入札説明書等の交付方法

公告の日から平成26年 9 月 5 日（金）まで無償により交付する。

紙入札者については、「1 担当部局」において入札説明書等を平成26年 9 月 5 日（金）午後 5 時まで無償にて交付する（本市の休日及び午後 0 時15分から午後 1 時までの間を除く。）。

- (3) 入札参加申請書等の受付期間

公告の日から平成26年 9 月 5 日（金）午後 5 時まで（本市の休日及び午

後 0 時15分から午後 1 時までの間を除く。)

(4) 入札参加申請書等の受付場所

入札説明書による。

5 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

入札書受付期間

平成26年10月17日(金)から同月20日(月)までの午前 9 時から午後 5 時まで

開札予定日時

平成26年10月21日(火)午前10時

場所

システム上とする。

(2) 紙入札による場合

入札書受付期間

平成26年10月21日(火)午前 9 時45分から午前10時まで

開札予定日時

平成26年10月21日(火)午前10時

場所

大阪市教育委員会事務局入札室(上記 1 に同じ。)

ただし、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。)第25条第 2 項に規定する郵便等による入札の場合は、書留郵便等配達の記録が残る方法により平成26年10月20日(月)午後 5 時までに必着のこと

6 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第 1 項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成26年 9 月 5 日(金)午後 5 時までに受付場所に、持参または書留郵便等配達の記録が残るものによる郵送により必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 本契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) この調達は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。
- (5) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be long term leased:
Broadband router for education of elementary school, junior high school, senior high schools
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 5 September 2014
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 1. On the Osaka city Electronic Tender System:
from 9:00AM, 17 October 2014 to 5:00PM, 20 October 2014
 2. in person: from 9:45AM to 10:00AM, 21 October 2014
 3. by post : 5:00PM, 20 October 2014
- (4) A contact point where tender documents are available:
General Affairs Department, General Affairs Division, Board of Education, The City of Osaka 3-20, Nakanoshima 1-chome, Kita-ku, Osaka 530-8201, TEL06-6208-9078

(教育委員会事務局総務部総務課)



東住吉区告示第22号

平成25年東住吉区告示第40号により告示した事項につき、次のとおり変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定に基づき告示する。

平成26年 8月 7日

大阪市東住吉区長 小倉 健宏

枯木会

変更があった事項

変更前	変更後
「代表者の氏名及び住所」 仲元 弘 大阪市東住吉区公園南矢田 4 丁目 28 番 10 号	「代表者の氏名及び住所」 <u>仲本 和嗣</u> <u>大阪市東住吉区公園南矢田 4 丁目</u> <u>4 番 5 号</u>

(東住吉区区民企画課)

(平26. 8 . 7 揭示済)

大阪市交通局告示第42号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成26年 8 月22日

大阪市交通局長 藤本 昌信

1 担当部局

〒550-8552 大阪市西区九条南 1 丁目12番62号 大阪市交通局庁舎 3 階
大阪市交通局経営管理本部調達部調達課
電話 06-6585-6251

2 入札に付する事項

(1) 製造物品及び予定数量

天井走行クレーン 製造 一式

(以上、電子入札対象案件とする。)

(2) 製造物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 平成27年10月30日

(4) 納入場所 入札説明書による。

(5) 納入方法 当局が指定した日時に、指定する数量を納入すること

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請 (以下「資格審査申請」という。) を担当部局 (1 に同じ) に行えば、当該審査を行う。ただし、平成26年 9 月 5 日 (金) までは資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 の規定に該当しない者であること

(2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成26年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「19 産業用機器」で登録していること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先
大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法
公示日から平成26年 9月 5日（金）午後 5時まで無償により交付する。
（ただし、本市の休日を除く。）
- (3) 入札参加申請書等の受付期間
公示日から平成26年 9月 5日（金）午後 5時まで（ただし、本市の休日を除く。）
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
 - ア 入札書受付期間
平成26年10月20日（月）及び同月21日（火）午前 9時から午後 5時まで
 - イ 開札予定日時 平成26年10月22日（水）午前11時30分
 - ウ 場所 システム上
- (2) 紙入札による場合
 - ア 入札書受付期間
平成26年10月22日（水）午前11時から午前11時30分まで
 - イ 開札予定日時 平成26年10月22日（水）午前11時30分
 - ウ 場所 大阪市交通局経営管理本部調達部調達課入札室（1に同じ）
ただし、大阪市交通局契約規程（昭和42年大阪市交通事業管理規程第4号。以下「契約規程」という。）第21条第3項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は、平成26年10月21日（火）午後 5時までに必着のこと

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
ただし、契約規程第36条第1項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成26年9月5日（金）午後5時までに、受付場所に持参又は郵便等により必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規程第24条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達法は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札決定後、契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased:
Overhead Travelling Crane 1 set
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00 PM, 5 September 2014
- (3) The date and time for the submission of tenders:
on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 20 October 2014 to 5:00PM, 21 October 2014
in person: from 11:00AM to 11:30AM, 22 October 2014
by post: 5:00PM, 21 October 2014
- (4) A contact point where tender documents are available:
Procurement department, Osaka Municipal Transportation Bureau,
The City of Osaka 12-62, Kujominami 1-chome, Nishi-ku, Osaka 550-8552, TEL 06-6585-6251

(交通局経営管理本部調達部調達課)

大阪市水道局告示第49号

次の金融機関の店舗について、所在地の変更の届出があったので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成26年 8月22日

大阪市水道局長 玉 井 得 雄

金 融 機 関 名	店 舗 名	所 在 地		変 更 年 月 日
近畿産業信用組合	梅田支店	変更前	大阪市北区曽根崎 2 丁目 8 番 5 号	平成26年 9 月 8 日
		変更後	大阪市北区曽根崎 2 丁目11番16号	

(水道局総務部経理課)

大阪市水道局告示第50号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第1項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）第17条第1項の規定に基づき告示する。

平成26年 8月22日

大阪市水道局長 玉 井 得 雄

名 称	所 在 地	指 定 日
AQUA・PLUS アクアプラス	大阪府富田林市若松町西 1 番1850 (2 F)	平成26年 8 月11日
新見設備	大阪府和泉市伯太町 4 丁目15番32号	
西崎設備	大阪府吹田市泉町 2 丁目13番12号	

(水道局工務部給水課)

大阪市監査委員告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、監査結果を次のとおり公表する。

平成26年 8月13日

大阪市監査委員	貴 納 順 二
同	阪 井 千鶴子
同	石 原 信 幸
同	松 崎 孔

第 1 監査の請求

平成26年 7月25日付で次のとおり住民監査請求があった。

1 請求の要旨

(1) 請求の趣旨

大阪市は橋下市長が市長選挙を強行したことに伴って支出された 6 億円について、違法、不当な支出であるとして橋下市長に対し損害賠償を求める請求をするように大阪市監査委員に求めます。

(2) 請求の原因

大阪市長の橋下徹氏は自らの構想とする大阪都構想の進め方において、大阪維新の会の政党以外の了解が得られないことから、民意を問うとして、自ら市長を辞して選挙を実施しました。しかしながら、三権分立の下、市政に関する決定権を持つのは憲法上、地方自治法上議会であり、仮に橋下氏が市長に再選されても法的には全く無意味です。また、市長選挙で自らが再選されてもその進め方に異論があるとする議会の構成が変更されることはありません。ということはこの段階で市長選を実施することは税金の無駄遣いにしかありません。

そのため、橋下市長の選挙の強行方針に対してその進め方に反対する大阪市議会の主な政党は対立候補を立てず、法的にも現実的にも無意味な選挙に反対したことも周知の事実です。

それでも、橋下市長は無意味な選挙を決行しました。低い投票率、異常に多かった無効投票などの結果をみても、市民は橋下市長の大阪都構想の進め方の信任をしたとはいえないことは明らかです。結局、橋下市長の選挙の強行は、大阪市議会や多くの大阪市民の意思に反しており、橋下市長が選挙を私物化し、自らの公約を遂行するために全く意味なく無駄な税金を使ったものです。今回の選挙の実施及びそれに伴う支出は、無駄な税金の使い方に外なりません。

我々は、橋下市長は、市長として憲法及び地方自治法を遵守する義務があったにも拘わらず、これに反して自らの施策の進め方をゴリ押しするために、6 億円以上もの支出をし、大阪市に損害を与えたものであり、大阪市は、この 6 億円以上の損害賠償を橋下市長に請求するように要求致します。

(監査委員注記：請求の要旨は要点を記載し、事実証明書の内容は省略した。)

第 2 監査の結果

上記監査請求について監査をした結果を次のとおり請求人に通知した。

大 監 第 31 号

平成26年 8月12日

大阪市監査委員	貴 納 順 二
同	阪 井 千鶴子
同	石 原 信 幸

同 松 崎 孔

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成26年 7 月25日付けであなたから提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第 4 項の規定により次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

1 請求の要旨

第 1 監査の請求のとおりに

第 2 本件請求の取扱い

1 請求の受理

平成26年 4 月17日付けで、本件請求に係る請求人以外の者から、地方自治法（以下「法」という。）第242条第 1 項の規定に基づく住民監査請求があり、当該住民監査請求は、本件請求と同趣旨であって、同一の財産の管理を怠る事実を監査対象としたものと認められることから、平成26年 4 月17日付け住民監査請求と同様に法第242条に規定する要件を具備しているものについて受理することとした。

2 監査結果の取扱い

住民監査請求は、同一事件について二個以上請求がなされた場合でも、請求人が異なる以上「一事不再議」の原則を採用することはできないが、一個の請求について行った監査の結果に基づいて請求に係る事実がないと認められるときは、他の請求について改めて監査を行うことなく、その旨を請求人に通知すれば足りるものであるとされている（行政事例昭和34年 3 月19日）。

したがって、本件請求については、改めて監査を実施するまでもなく、平成26年 4 月17日付け住民監査請求に係る監査結果である別添平成26年 6 月12日付け大監第21号「住民監査請求に係る監査の結果について（通知）」の写しをもって監査の結果とする。

なお、平成26年 6 月12日付け大監第21号「住民監査請求に係る監査の結果について（通知）」の内容については、平成26年 6 月13日付け大阪
市監査委員告示第37号により公表済につき省略する。

（行政委員会事務局監査部監査課）

（平成26. 8 .13揭示済）

公 告

大阪市公告第97号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成26年 8月22日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号 大阪市役所 4 階

大阪市総務局行政部総務課 電話 06-6208-7415

2 入札に付すべき事項

売払物品		予定数量
古新聞等		約223,015kg
内 訳	古新聞	約15,310kg
	ダンボール	約11,650kg
	シュレッダー紙	約28,900kg
	廃棄簿冊	約133,000kg
	その他の紙類	約33,490kg
	アルミ缶	約665kg

3 契約期間

平成26年10月 1 日（水）から平成27年 3 月31日（火）まで

4 集積場所

- (1) 大阪市北区中之島 1 - 3 - 20 大阪市役所本庁舎 地下 2 階及び地下 4 階

総務局行政部総務課（庁舎管理グループ）

- (2) 大阪市西区立売堀 4 - 10 - 18 大阪市阿波座センタービル 1 階及び 5 階
総務局行政部 IT 統括課

- (3) 大阪市西区北堀江 4 - 3 - 14 大阪市公文書館
総務局行政部公文書館

- (4) 大阪市阿倍野区阿倍野筋 3 - 13 - 23 あべのフォルサ 4 階
人事室職員人材開発センター

- (5) 大阪市阿倍野区阿倍野筋 3 - 10 - 1 - 100 あべのベルタ西館 2 階
人事室管理課

5 入札参加資格

- (1) 平成26・27年度物品売払入札参加承認証の交付を受けていること

交付を受けていない場合は、大阪市契約管財局契約部契約課（物品契約グループ）に対し物品売払入札参加申請を行い、承認証の交付を受けること。ただし、平成26年 9 月12日（金）までに平成26・27物品売払入札参加承認証の交付を受けていない場合は、入札に参加することができない。

（参加申請に要する書類）

ア 一般競争入札参加申請書（本市様式）

イ 平成26・27年度大阪市物品売払入札参加承認証の写し（本市様式）

平成26・27年度大阪市物品売払入札参加要領は、大阪市電子調達システムの「平成26・27年度申請書」からダウンロードすること

<http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/uriharai.html>

ウ 大阪府の廃棄物再生事業者登録証の写し

(事業の内容に「古紙の再生」が含まれていること)

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (5) 大阪府の廃棄物再生事業者登録(事業の内容に「古紙の再生」が含まれていること)を行っていること

6 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書の受付場所及び当該入札に関する問い合わせ先

上記1に同じ

- (2) 入札説明書等の交付方法

本公告の日から平成26年9月12日(金)までの大阪市の休日を定める条例(平成3年条例第42号)第1条に掲げる日(以下「本市の休日」という。)を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで(午後0時15分から午後1時までを除く。)上記1において無償により交付する。

なお、大阪市総務局ホームページからダウンロードも可

http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/11-Curr.html

- (3) 入札参加申請書の受付期間

本公告の日から、平成26年9月12日(金)までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで(午後0時15分から午後1時までを除く。)

7 入札参加資格の審査等

上記6(3)の入札参加申請書の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書(物品買受申込書)を交付する。

8 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除

- (2) 契約保証金

契約単価に予定数量を乗じた金額の6分の2の額以上を納付すること
契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

- (3) 保証人 不要

- (4) 契約書作成の要否 要

9 入札執行日時及び場所

平成26年9月17日(水) 午前10時30分

大阪市役所本庁舎 地下1階第6共通会議室

10 入札の方法

物品買受申込書に記載する金額は、売払物品ごとの予定数量に単価を乗じて得た合計金額を記載すること。また、取引に係る消費税及び地方消費税分（税率については8%）を含むものとする。

11 落札者の決定方法

予定価格以上で、売払物品ごとの単価に予定数量を乗じた額の合計が最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするが、その者が平成26年9月18日（木）午後5時までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出しない場合は、次順位の者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定する。

12 入札の無効

- (1) 大阪市契約規則第28条第1項各号のいずれかに該当する入札
- (2) 開札後落札決定までに、入札参加申請者（参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む。）が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

13 その他

- (1) 詳細は入札説明書による。
- (2) 本契約は単価契約とする。
- (3) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- (4) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条第1項第10号に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

（総務局行政部総務課）



大阪市公告第98号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年 8月22日

大阪市長 橋 下 徹

1 入札に付すべき事項

売払物品	数量	下見の日時	下見場所
金属くず等	1 山	平成26年 9月18日 午前 9 時30分 ~ 正午	中央突堤 2 号上屋 倉庫及び事務所 大阪市港区海岸通 1 - 5 - 38

2 入札参加に要する書類

- (1) 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）
- (2) 使用印鑑届（本市様式）
- (3) 物品売払入札参加承認証（本市様式）

平成26・27年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム(<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>)の資料・ご案内「不用品売払入札等のご案内」→物品売払入札参加申請書「平成26・27年度申請書」からダウンロードすること

- (4) 法人にあっては、履歴（現在）事項全部証明書写し（発行後3ヶ月以内のもの）
- (5) 法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書、個人にあっては、市区町村長発行の印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写しは不可）

上記(1)～(5)を入札執行日の2開庁日前までに提出し、承認を受けること

ただし、平成26・27年度の物品売払入札参加承認を受けている場合は不要

- 3 入札用紙の交付期限 本公告の日から平成26年9月17日（水）午後5時30分まで

- 4 入札用紙の交付場所 契約管財局契約部契約課物品契約グループ

- 5 入札保証金 免除

- 6 契約条項を示す場所

大阪市電子調達システム(<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>)の資料・ご案内「不用品売払入札等のご案内」→「不用品売払入札のご案内」に掲載及び契約管財局契約部契約課物品契約グループ

- 7 入札執行場所 契約管財局入札室

- 8 入札執行日時 平成26年9月19日（金）午前11時

- 9 入札の方法

- (1) 物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。物品買受申込書の提出は、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること
- (2) 再度入札は1回限りとする。結果発表後再入札書を交付するので、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印し速やかに投函すること

- 10 入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 入札書提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けている者
- (3) 入札書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入

札等除外措置を受けている者

11 入札の無効

(1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

(2) 本市が交付した入札書を用いないでした入札

(3) 再度入札の場合にあっては、前回最高入札価格以下の価格でした入札

(4) なお、無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。

（注1）入札に参加しようとする者は、入札に付すべき事項の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について主管局立会者の確認印のない入札は無効とする。

（注2）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

12 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

13 契約保証金 落札者は契約金額の100分の10以上を納付すること

落札者は本市が交付する納付書を用い、入札執行日の翌開庁日午後5時30分までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出すること。契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

14 売買代金納付期限 平成26年10月3日（金）

15 その他

(1) 13の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手続きを怠ったとして、落札の決定を無効とする。

(2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

(4) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条第1項第10号に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

16 問い合わせ先

（売払物品に関する問い合わせ先）

港湾局計画整備部設備担当（電気）

電話 06 - 6568 - 9091

（入札・契約に関する問い合わせ先）

契約管財局契約部契約課物品契約グループ 電話 06 - 4395 - 7161

（契約管財局契約部契約課）

大阪市公告第99号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年 8月22日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当

〒545 - 8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 5 番 1 号
あべのルシアス13階
大阪市環境局総務部総務課
電話 06 - 6630 - 3126

2 入札に付すべき事項

売払物品名	数量
工事廃材等 (舞洲工場)	一山

3 下見日時及び場所

下見場所	保管場所	下見日時
舞洲工場	此花区北港白津 1 - 2 - 48	平成26年 9 月 8 日 (月) 午後 2 時から午後 3 時まで

4 入札参加に要する書類

- (1) 一般競争入札参加申出書兼契約を締結する能力を有しない者及び破産者
で復権を得ない者でない旨の誓約書 (本市交付)
- (2) 大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループの発行する平成26・27
年度物品売払入札参加承認証の写し

平成26・27年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システ
ム(<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp>)の資料・ご案内→不用品売払
入札等のご案内→「平成26・27年度申請書」からダウンロードすること

5 入札用紙の交付期限

本公告の日から平成26年 9 月 5 日 (金) 午後 5 時30分まで

6 入札説明書の交付場所等

上記 1 及び大阪市ホームページからダウンロード可

(http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/21-Curr.html)

7 入札保証金

免除

8 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上を指定期限までに納付すること。

契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

ただし、契約金額を全額即納する場合には契約保証金を免除する。

9 入札執行の日時及び場所

(1) 入札執行の日時

平成26年 9月 9日(火) 午前10時

(2) 入札執行の場所

あべのルシアス12階 大阪市環境局入札室

10 入札の方法

物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

11 入札の無効

(1) 大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

(2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者がした入札

入札に参加しようとする者は、入札に付すべき事項の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について主管局立会者の確認印のない入札は無効とする。

12 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

13 その他

(1) 契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

14 問い合わせ先

(売払物品に関する問い合わせ先)

環境局施設部舞洲工場

電話06-6463-4153

(入札・契約に関する問い合わせ先)

環境局総務部総務課

電話06-6630-3126

(環境局総務部総務課)

大阪市公告第100号

次のとおり一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年 8月22日

大阪市長 橋 下 徹

1 契約担当

〒559 - 0034 大阪市住之江区南港北 2 - 1 -10 ATCビルITM棟10階

大阪市港湾局総務部経営監理担当(調達)

電話 06-6615-7716

2 入札に付すべき事項

物件番号

トーイングトラクター 1両

(形状)

車種型式 トヨタ 42 - 2 T D 25

けん引重量 2.5トン

物件番号

監視艇(サザンクロス) 1隻

(形状・寸法)

船体製造者名 日産マリーン株式会社

船体製造者型式 F P S 780 S

船質 F R P

長さ(L R) 7.36m

幅(B R) 2.61m

深さ(D R) 1.39m

総トン数 5トン未満

船舶検査証書の有効期間は平成26年3月19日まで 有効期限切れ

物件番号

救助艇(北斗)及び船外機 1隻

(形状・寸法)

【救助艇】 船体製造 アキレスマリン株式会社

型式 H B - 490

船質 F R P

長さ(L R) 4.41m

幅(B R) 1.95m

深さ(D R) 0.75m

総トン数 0.6トン

【船外機】 型式 ヤマハ F 70 A E T L

エンジン種別 4ストロークL

船舶検査証書の有効期間は平成27年3月19日まで

3 下見日時及び保管場所

入札に参加しようとする者は、次の日時・場所において行う下見に参加すること

日時 平成26年9月4日(木)午前9時30分から正午まで

場所 大阪市此花区常吉2丁目13番18号 大阪北港マリーナ内

4 入札参加資格

(1) 平成26・27年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部契約課(物品契約グループ)に本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成26年9月3日

(水)までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(参加申請に要する書類)

ア 物品売払入札参加申請書(誓約書・委任状)(本市様式)

イ 使用印鑑届(本市様式)

ウ 物品売払入札参加承認証(本市様式)

平成26・27年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム(<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>)の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成26・27年度物品売払入札参加申請書」からダウンロードすること

エ 法人にあっては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあっては、市区町村長発行の印鑑証明書

エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間 本公告の日から平成26年9月3日(水)までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで(午後0時15分から午後1時までを除く。)

(2) 受付場所 1に同じ

6 入札参加資格の審査等

5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書(物品買受申込書)を交付する。

資格審査は、4にある承認証を確認することによるので、持参すること

7 仕様書の交付方法

本公告の日から大阪市ホームページにて交付する。また、1においても無償で交付する。

8 契約条項を示す場所

上記1に同じ

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を指定期限までに納付すること。ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

11 売買代金納付期限 平成26年9月19日(金)

12 入札執行場所

大阪市港湾局入札室

13 入札執行日時

平成26年9月5日(金)午前11時

14 入札の方法

物品買受申込書には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること

また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること

15 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

16 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

下見についての主管担当立会者確認印の無い入札

開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

17 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は、次順位の者を落札者とする。

18 その他

(1) 契約締結時において、4の承認を受けている者が、個人の場合は本人及び法人の場合は代表者以外の者が手続きを行う場合は、委任状を必ず提出すること

(2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

19 問合せ先

（売払物品に関する問合せ先）

港湾局総務部監理調整担当（集客施設） 電話06 - 6615 - 7754

（入札・契約に関する問合せ先）

港湾局総務部経営監理担当（調達） 電話06 - 6615 - 7716

（港湾局総務部経営監理担当）



大阪市交通局公告第8号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成26年 8月22日

大阪市交通局長 藤本 昌信

1 契約担当

〒550-8552 大阪市西区九条南 1 丁目12番62号 大阪市交通局庁舎 3 階
 大阪市交通局経営管理本部調達部調達課
 電話 06-6585-6251

2 入札に付すべき事項

物件番号	売 払 物 品	数 量
	各種鉄くず	2 点
	各種混合くず	2 点
	各種被覆銅線	1 点
	各種非鉄金属	1 点
	古新聞ほか（返納倉庫集積分）	2 点
	各種古タイヤ	1 式
	古油（単価契約）	約20,000 L
	遺失物（諸雑品）（単価契約）	6 か月分
	遺失物（各種傘）（単価契約）	6 か月分

3 保管場所

物件番号	保管場所	所 在 地
	返納倉庫	住之江区緑木 1 丁目 4 番138号
～	元港営業所	港区福崎 3 丁目 1 番81号
	元自動車車両管理事務所	此花区西島 4 丁目 1 番11号
	元布施三ノ瀬操車場	東大阪市岸田堂北町 4 番 1 号
	住吉営業所	住吉区万代東 3 丁目 5 番22号
	守口営業所	守口市京阪本通 1 丁目10番23号
	中津営業所	北区中津 6 丁目 9 番32号
	住之江営業所	住之江区新北島 1 丁目 2 番50号
	井高野営業所	東淀川区井高野 4 丁目 3 番59号
	鶴町営業所	大正区鶴町 4 丁目11番55号
	西島営業所	此花区西島 4 丁目 1 番11号
	緑木車両管理事務所	住之江区緑木 1 丁目 4 番160号
	森之宮車両管理事務所	城東区森之宮 1 丁目 6 番40号
	工務管理事務所 長居技術事務所	住吉区長居 1 丁目 1 番50号
	大阪府西警察署	西区川口 2 丁目 6 番 3 号
	お忘れ物センター	浪速区元町 1 丁目 1 番17号

4 下見

次の日時、場所において物件に関する下見を行う。

平成26年 8月27日（水）から同月29日（金）まで

ただし、 号物件古油（単価契約）、 号物件遺失物（諸雑品）（単価契

約)及び 号物件遺失物(各種傘)(単価契約)については下見を行わない。

物件番号	時 刻	場 所	所 在 地
～	午前10時から正午及び 午後1時から午後3時	3に同じ	3に同じ

5 引取期限

物件番号	引 取 期 限
～	平成26年 9月30日(火)
～	平成27年 3月31日(火)

6 入札参加資格

平成26・27年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない者は、本市物品売払入札参加申請(以下「参加申請」という。)を契約管財局契約部契約課物品契約グループ(電話 06-4395-7161)において行うこと。ただし、平成26年 8月28日(木)までに契約管財局契約部において参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(参加申請に要する書類)

- (1) 物品売払入札参加申請書(誓約書・委任状)(本市様式)
- (2) 使用印鑑届(本市様式)
- (3) 物品売払入札参加承認書(本紙様式)

平成26・27年度の物品売払入札参加申請要領は、大阪市電子調達システム(<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>)の資料・ご案内「不用品売払入札等のご案内」→物品売払入札参加申請書「平成26・27年度申請書」からダウンロードすること

- (4) 法人にあっては法人の登記事項証明書(発行後3ヶ月以内のもの)
- (5) 法人にあっては法務局発行の印鑑証明書、個人にあっては市区町村長発行の印鑑証明書(発行後3ヶ月以内のもの、写しは不可)

7 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、当該入札に関する問い合わせ先及び契約条項を示す場所 1に同じ
- (2) 入札説明書の交付方法

公示日から平成26年 8月29日(金)午後5時まで無償により交付する。
(ただし、本市の休日を除く。)ただし、大阪市交通局ホームページ(http://www.kotsu.city.osaka.lg.jp/business/contract/choutatsu/huyouhin-uri/110511nyuusatuseisyo_yusou.html)を参照のうえ、所定の手続きを行った者には、郵送により交付する。

8 入札保証金 免除

なお、引取期限までに契約を締結しないときは、落札金額(単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額)の100分の3に相当する違約金を

徴収する。

9 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を指定期限（入札日当日）までに納付すること。ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

10 入札執行日時

平成26年 9 月 1 日（月）午前10時

11 入札執行場所

大阪市交通局庁舎 1 階大会議室（住所は 1 に同じ）

12 入札の方法

入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、入札書（物品買受申込書）には、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し確認を受けた代理人が記名押印すること。

13 入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当する者
- (2) 入札書提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者
- (3) 入札書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

14 入札の無効

大阪市交通局契約規程（昭和42年大阪市交通事業管理規程第 4 号）第24条第 1 項の規定に該当する入札は、無効とする。

（注）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

15 落札者の決定

予定価格以上の最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

16 その他

- (1) 9 の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市交通局契約規程第33条第 2 項に基づき契約手続を怠ったとして、落札者の決定を無効とする。
- (2) 落札決定後、契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。また、契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (3) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市交通局契約

規程第24条第1項に該当するものとして、その者に係る入札は無効とする。
(交通局経営管理本部調達部調達課)

大阪市人事委員会公告第17号

大阪市職員採用試験を次により行う。

平成26年 8月22日

大阪市人事委員会
委員長 西村 捷三

職員（事務行政(26-34)・社会人経験者社会福祉）採用試験

1 試験区分、採用予定者数、受験資格、採用予定日

試験区分		採用 予定者数	受験資格
事務行政(26-34)		55名程度	昭和55年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方 (職歴及び学歴は問いません。)
社会人経験者	社会福祉	15名程度	次の ～ をすべて満たす方 昭和30年4月2日以降に生まれた方 社会福祉施設又は福祉事務所等における相談業務等での在職期間が、平成21年9月1日から平成26年8月31日までの間に継続して2年以上 (平成26年8月31日現在) ある方 社会福祉主事任用資格を有する方又は採用予定日までに取得する見込みの方 (学歴は問いません。) 及び についての詳細は、後述の「社会福祉の受験資格について」を必ず確認してください。

- 採用予定者数については、今後の事業計画等により変更することがあります。
- 上の表の受験資格を満たす方がこの試験を受けることができます。ただし、地方公務員法第16条各号に該当する方は受験できません。
- 合格者は、平成27年4月1日採用予定です。
- 以降、事務行政(26-34)を「事務行政」、社会人経験者社会福祉を「社会福祉」と表記します。

2 試験日時・場所、試験方法、試験内容

(1) 事務行政

試 験	日 時 ・ 場 所	試験方法	試 験 内 容
第 1 次 試 験	平成26年10月12日（日） 午前 9 時30分集合 試験会場（大阪市内）は、 受験票に記載して通知し ます。	エントリー シート （ 1 時間）	意欲、業務遂行能力などを問います。 詳細は、「 エントリーシートについて」 を参照してください。
		企画論文 （ 1 時間）	論理的思考力、企画力などを問います （法律などの専門知識を必要とするもの ではありません。 ）。
第 2 次 試 験	平成26年11月29日（土） 又は30日（日）のうち指 定する 1 日 （ 予定 ）	口述試験	個別面接を行います。
第 3 次 試 験	平成26年12月13日（土） （ 予定 ）	口述試験	グループワークを行います。
		適性試験	知的能力や事務処理能力などを問います。
	平成26年12月14日（日） （ 予定 ）	口述試験	個別面接を行います。

- 第 1 次試験においてエントリーシートの得点が一定基準に満たない場合は、不合格となります。その場合、企画論文の採点は行いません。
- 第 2 次試験の日時・場所及び提出書類の詳細は第 1 次試験合格者に、第 3 次試験の日時・場所の詳細は第 2 次試験合格者にそれぞれ通知します。

(2) 社会福祉

試 験	日 時 ・ 場 所	試験方法	試 験 内 容
第 1 次 試 験	平成26年10月12日（日） 午前 9 時30分集合 試験会場（大阪市内） は、受験票に記載して 通知します。	エントリー シート （ 1 時間）	意欲、業務遂行能力などを問います。 詳細は、「 エントリーシートについて」 を参照してください。
		論文 （ 1 時間）	社会福祉に関する専門知識などを問いま す。
第 2 次 試 験	平成26年11月24日（月） （ 予定 ）	口述試験	個別面接を行います。
第 3 次 試 験	平成26年12月15日（月） （ 予定 ）	口述試験	個別面接を行います。

- 第 1 次試験においてエントリーシート又は論文のいずれかの得点が一定基準に満たない場合は、不合格となります。
- 第 2 次試験の日時・場所及び提出書類の詳細は第 1 次試験合格者に、第 3 次試験の日時・場所の詳細は第 2 次試験合格者にそれぞれ通知します。

- 第1次試験合格者に職務経歴書等を提出していただき、口述試験（第2次試験及び第3次試験）の際の参考とします。

エントリーシートについて

エントリーシートは、事前提出ではなく、第1次試験当日に試験会場で記入します。エントリーシートは、第2次試験以降の口述試験時の参考資料としても使用します。

○エントリーシートのテーマ（例）

大阪市を志望した理由、これまでの経験で得たことなどのテーマで出題します。具体的な質問事項は、第1次試験当日に提示します。

（注意事項）試験時間中の資料等の閲覧はできません。

3 合格者の決定

試 験	決 定 方 法
第1次試験	第1次試験の結果を総合的に判定して決定します。
第2次試験	第2次試験の結果を総合的に判定して決定します。
第3次試験	第3次試験の結果を総合的に判定して決定します。

前段階の試験の成績は加算しません（第3次試験の結果において、同点により合格者を決めがたいときは、それまでの試験の結果で判定することがあります。）。

- 試験方法により合格基準を定めているものがあり、それらで一定の基準に達しない場合は、他にかかわらず不合格とします。
- 試験方法のうち、棄権又は欠席したものが一つでもある場合は、不合格とします。

4 合格発表

試 験	発表日（予定）	発 表 方 法
第1次試験	平成26年11月12日（水）	合格者本人あて通知するほか、合格者の受験番号を市役所南側掲示板に掲示し、大阪市ホームページ（職員採用情報）にも掲載します。なお、不合格の通知は行いません。
第2次試験	平成26年12月5日（金）	
第3次試験	平成26年12月25日（木）	

5 合格から採用まで

合格者は、試験区分ごとに採用候補者名簿に登載されます。

社会福祉の合格者には、受験資格における在職期間等の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。第3次試験合格発表時に合格通知とともに職歴証明書の記入用紙を送付しますので、合格者自ら勤務先等に提出し、証明を受けたうえで、大阪市人事委員会あて提出してください。また、社会福祉主事任用資格の確認のため、資格を有していることを客観的に証

明できる書類を提出していただきます。ご不明な点等があれば、大阪市人事委員会までお問い合わせください。

平成26年 4 月 1 日現在の初任給（地域手当（給料月額15%）を含む。また、給料月額から減額措置後のもの。ただし、減額率は年齢により異なる。）は、行政職給料表 1 級適用として、193,536円ですが、採用時には変更されることがあります。なお、職歴がある方については、その経歴に応じて加算されることがあります。

（例）事務行政

職歴が民間企業の正社員（事務職）の場合

採用時年齢	民間企業 での在職年数	初任給
26歳	4 年	209,776円
30歳	8 年	222,530円
34歳	12年	233,090円

（例）社会福祉

職歴が社会福祉施設職員（相談援助業務）の場合

採用時年齢	社会福祉施設 での在職年数	初任給
25歳	5 年	204,176円
30歳	10年	222,530円
40歳	20年	240,460円

また、手当には、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当、住居手当、扶養手当などがあります。

受験資格がないこと（在職期間や社会福祉主事任用資格の有無等が確認できない場合を含む。）及び申込みの内容に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

日本国籍を有しない方で、採用日において、法令により永住が認められていない方は採用されません。

6 受験手続

受験申込については、インターネットで申請してください。

この要綱において、申込みは一つの試験区分に限ります。複数の試験区分を申し込むことはできません。また、同一の試験区分においても複数回申し込むことはおやめください。同一試験区分において複数回申し込まれた場合は最後に申し込まれたもののみ受理します。なお、申込み後の試験区分の変更はできません。

【受付期間】 平成26年 9月 1日（月）午前 9時00分から平成26年 9月11日
（木）午後 5時00分まで
《 9月11日午後 5時00分までの申込完了分まで有効》

【申込方法】

大阪市ホームページ上の「行政オンラインサービス - 電子申請・オンラインアンケート」

（<http://s-kantan.com/city-osaka-e-shinsei-u/>）

「カテゴリー選択 - 目的でえらぶ - 検索」→「カテゴリー選択 - 採用試験 - 検索」の順にクリックして、受験される試験区分を選択し、「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリックしてください。

手続の内容を確認するとともに、表示される規約をお読みいただき、「同意する」をクリックしてください。

「連絡先メールアドレス」を入力し、「完了する」をクリックしてください。

「連絡先メールアドレス」へURLを記載したメールが送られますので、そのURLから申込用の画面にアクセスし、必要事項を入力し、「確認へ進む」をクリックしてください。

内容を確認し、「申し込む」をクリックしてください。

「整理番号」と「パスワード」が発行されます（メール通知があります。受験票発行の際に必要となりますので、印刷するなどして大切に保管してください。）。

大阪市人事委員会が、原則として翌開庁日の午後に申込内容を確認し、修正箇所が無ければ「受理」します（メール通知があります。必ず確認してください。）。修正箇所があった場合、「返却」しますので、必ず申込内容を確認のうえ修正してください（メール通知があります。返却の場合、修正期限を設定しております。修正期限を過ぎた場合、申込みは「不受理」となり、受験できませんので注意してください。）。

システム管理等のため、一時的に利用できない場合がありますので、余裕をもって申込手続を行ってください。

【受験票の交付】

受験票は、受験資格等を審査のうえ、PDFファイルで発行します。このPDFファイルは、9月26日（金）ごろダウンロードできる状態になります。10月 6日（月）までに必ず受験票をダウンロードしてください。

- 申込みには、連絡が取れるメールアドレスが必要になります。
- 受験票を印刷するために、プリンタと Adobe Reader（無料）が必要になります。
- 車いすを使用されているなど、身体等の事情により、試験会場等に配慮を必要とされる方は、申込みの際に大阪市人事委員会までお問い合わせください。
- 一定の条件を満たした視覚障がいの方は点字による受験ができます。なお、

点字受験の際に試験問題の読み上げと解答の作成に音声パソコンを併用することができますが、視覚障がい1級若しくは2級の身体障がい者手帳の交付を受けている方に限るほか、確認書類を提出していただく必要があるなど一定の条件があります（事務行政の適性試験（第3次試験）においては、試験問題は音声デジター専用再生機器による読み上げ対応となります。）。

また、文字を書くことが困難など、一定の条件を満たした方は活字印刷文による受験の際、解答の作成にパソコンを使用することができます。ただし、上肢障がい若しくは運動機能障がい（上肢機能）1級から3級まで又は体幹機能障がい1級若しくは2級の身体障がい者手帳の交付を受けており文字を書くことが困難な方に限るほか、確認書類を提出していただく必要があるなどの条件があります。

いずれも、詳細は大阪市人事委員会まで、申込み前に必ずお問い合わせください。申込み後における受験希望の申し出は受け付けられません。

連絡が取れるメールアドレスをお持ちでない方や受験票を印刷できない方は、インターネットで申し込むことはできませんので、封筒の表に試験区分と「申込用紙希望」を朱書し、角形2号の返信用封筒（A4判のノートが入る大きさ・140円切手〔速達の場合は420円切手〕貼付・郵便番号とあて先及び試験区分明記）を同封し、9月4日（木）（必着）までに大阪市人事委員会（〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20）まで申込用紙を請求してください。

7 従事する職務等

試験区分	職 務 内 容	主 な 配 属 先
事務行政	区役所・市長部局・各行政委員会事務局等における所管事業に関する企画・立案業務などの一般行政事務に従事します。 （各所管事業における業務内容等については、大阪市ホームページの「組織一覧」(http://www.city.osaka.lg.jp/main/soshiki_list.html)及び「先輩職員の声」(http://www.city.osaka.lg.jp/gyouseiinkai/page/0000002937.html)等を参考にしてください。）	区役所 市長部局 各行政委員会事務局 など
社会福祉	社会福祉事業の企画・立案及びケースワークなどの業務に従事するほか、社会福祉施設等で、生活指導、生活相談及び就労支援などの業務に従事します。	区役所 福祉局 こども青少年局など

上表の職務内容・主な配属先は、今後の大都市制度のありかたの方針決定等により変更することがあります。

公務員の任用は、公務員に関する基本原則（日本国籍を有しない方は、公

社会福祉の受験資格について

社会福祉の受験資格における在職期間及び社会福祉主事任用資格については次のとおりです。

なお、受験は受験資格としての在職期間等の確認のため第3次試験合格発表後に職歴証明書等の提出ができる方及び社会福祉主事任用資格を有していること又は取得見込みであることが証明できる方に限ります。

1 受験資格となる在職期間について

- ・「社会福祉施設等」には、児童福祉施設、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、精神保健福祉施設、医療機関等が該当します。
- ・在職期間は、会社員、公務員、自営業者、派遣社員、契約社員、アルバイト、パートタイマー等として、それぞれ同一の企業・団体等で週当たり30時間以上の勤務を2年以上継続した期間が該当します。また、財団法人、社団法人、NPO法人等での期間や、自営業者のもとで働いていた期間も含まれます。ただし、複数の在職期間がある場合でも、在職期間は合算することができません。

(1) 期間

- ・平成21年9月1日から平成26年8月31日までの間に継続して2年以上在職していた期間のみに限ります。

(2) 在職期間の計算方法

- ・年数…入社等の年月日から翌年の入社等の月日に相当する日の前日までを1年とします。
- ・月数…入社等の年月日から翌月の入社等の日に相当する日の前日までを1月とします。
- ・残りの日数…切り捨てます。ただし、残りの日数が30日以上の場合は1月とします。

入社等の日が例えば1月31日であって、翌月である2月等に入社等の日に相当する日が存在しない場合などは、月の末日までを1年や1月とします。

(例) 平成22年4月30日～平成24年4月18日…1年11月+20日

→ 在職期間：1年11月
(受験資格無し)

平成24年4月1日～平成26年3月30日…1年11月+30日

→ 在職期間：2年0月
(受験資格有り)

(3) 在職期間の取扱い

派遣社員、契約社員としての期間は、同一の派遣先、契約先の企業で2年以上勤務している期間が含まれます。

同じ企業・団体等で、雇用形態が変わった場合（派遣社員・契約社員・アルバイト・パートタイマー等から正社員など）は、週30時間以上の勤務であって、同じ企業・団体等に継続して勤務をしていれば、通算できます。

企業・団体等名が変更（合併等も含む。）された場合、その企業・団体等が元は同一であることと、本人がその企業・団体等に継続して勤務していたことが職歴証明書等で証明できる場合であれば、在職期間に継続して通算できます。

2 受験資格となる社会福祉主事任用資格について

- ・「社会福祉主事任用資格を有する方」とは、次のいずれかに該当する方をいいます。

ア 社会福祉法により、学校教育法に基づく大学（短期大学を含む。）において、「厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目（下記参照）」を3科目以上履修し卒業した方

イ 社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した方

ウ 社会福祉士、精神保健福祉士（共に見込みは不可）等

○厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目について

昭和25年～昭和56年大学（短期大学を含む。）卒業者
社会事業概論、社会保障論、社会事業行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、児童福祉論、社会学、心理学、社会事業施設経営論、社会事業方法論、社会事業史、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、協同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論、修身
昭和56年～平成11年大学（短期大学を含む。）卒業者
社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、精神薄弱者福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉事業方法論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、協同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論
平成11年～平成12年大学（短期大学を含む。）卒業者
社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、知的障害者福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉事業方法論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会

調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、協同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論

平成12年～現在までの大学（短期大学を含む。）卒業者

社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政論、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、家庭福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉援助技術論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会福祉調査論、医学一般、看護学、公衆衛生学、栄養学、家政学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、法学、民法、行政法、医療社会事業論、リハビリテーション論、介護概論

指定科目の読替え：上記指定科目名称以外であっても指定科目として認められる範囲（「読替え」と呼称）を規定しており、この読替えの範囲としてあげられている科目名と同じ名称の科目を履修されていれば、この場合も指定科目を履修したこととなります。

平成25年3月28日に社会福祉主事の任用資格の取得に必要な科目の読替え範囲等の一部が改正されましたので、指定科目及び読替え規定については、厚生労働省のホームページを参考のうえ、読替えの範囲等を確認してください。

当該改正以前に読み替えられた科目については、なお従前の例によることとされています。

大学等が科目の読替えの手続きを厚生労働省に行っている場合に限り、異なる科目名でも適用することができますので、詳細については大学等に確認してください。

（参考）

平成25年度 職員採用試験実施状況

試 験 区 分	受 験 者 数（名）	合 格 者 数（名）
事務行政(26-34)	859	50
社会人経験者社会福祉	284	18

受験にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組み及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、受験申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）**（倫理原則）**

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと（入れ墨を入れている職員に対しては、消すように指導している。）
- ・入れ墨の施術を受けないこと

（行政委員会事務局任用調査部任用課）

市 会 公 告

大阪市会公告第1号

大阪市会情報公開条例（平成13年大阪市条例第24号）第32条の規定により、平成25年度における情報公開制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成26年 8月22日

大阪市会議長 床 田 正 勝

1 公文書の公開請求及び異議申立ての状況

請求件数	処 理 状 況					条 例 対象外	異議申 立件数
	公 開	部分公開	全 部 非公開	不存在に よる非公開	存 否 応答拒否		
37	30	7	0	0	0	0	0

2 情報提供の状況

情報提供件数 321件

内訳

市会各派名簿	59件
市会役員委員表	45件
市会日程	52件
その他	165件

(市会事務局総務担当)

正

誤

大 阪 市 公 報 第 5 6 7 1 号 (平 成 2 6 年 4 月 2 5 日) 正 誤 表

ページ	行	誤	正
69	8	大阪市告示第378号	大阪市告示第678号
70	1	大阪市告示第379号	大阪市告示第679号